



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画
国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和元年度進捗状況評価報告書



国分寺市

目次

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要	2
1 計画の目的.....	2
2 計画の位置付け	2
3 計画の性格.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の推進.....	2
6 計画の基本理念	3
7 計画の目標.....	4
8 計画の体系.....	6
II 評価の考え方・手法について	8
1 評価の目的.....	8
2 評価者とその役割.....	8
3 評価の頻度と公表.....	8
4 評価の方法.....	8
5 評価結果の報告	9
III 男女平等推進委員会からの答申	10
IV 施策別推進状況評価	13
課題1 男性中心型労働慣行の見直し	14
課題2 女性の活躍の場の拡大	22
課題3 男女平等意識の醸成.....	36
課題4 男女平等教育の充実.....	43
課題5 男女平等に関する広報・啓発活動.....	45
課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	49
V 成果目標の達成状況	60
VI 参考指標	61
VII 参考資料	66
資料No.1 令和2年度会議の開催状況	66
資料No.2 国分寺市男女平等推進条例	68
資料No.3 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	74

I 第2次国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、国分寺市において男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

- (1) 「国分寺市男女平等推進条例」第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (3) 本計画の課題1及び2を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けます。
- (4) 本計画の課題6を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」と位置付けます。

3 計画の性格

- (1) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定する計画です。
- (2) 「国分寺市総合ビジョン」やその他の関連する分野別計画との整合性を図り、策定する計画です。
- (3) この計画は、「国分寺市男女平等推進委員会」の意見を尊重するとともに、「国分寺市男女平等推進行動計画」の推進状況や課題を整理し、平成27年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の結果、ワークショップ、パブリック・コメント制度等による市民参加のもとに策定したものです。
- (4) この計画は、市・市民・事業者等と協働して取り組むものです。

4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から令和6年度までの8年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

5 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会（推進委員会）」において、男女共同参画推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的又は市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女共同参画推進施策を展開します。推進委員会は、男女共同参画社会の実現に向けて活動する団体の代表4人以内、公募市民3人以内、識見を有する者3人以内で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、「国分寺市男女平等推進協議会」により男女共同参画推進施策の推進と調整を行います。

(2) 市民，事業者等との連携と協働

男女共同参画社会の実現に向けて施策を推進するにあたっては，市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことを目指します。

(3) 国や東京都，関係機関との連携

国の法整備や，東京都が広域的に実施すべき事項等については，国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに，必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

年度ごとに推進状況を確認し，「国分寺市男女平等推進条例」第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し，年次報告書を作成し，公表します。

推進状況の評価は，計画の見直しや施策の次年度以降の取組に反映します。

さらに，より具体的に進行管理を行うために，成果目標を設定し，その達成に向けて事業・施策を推進していきます。

(5) 配慮すること

性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている場合や，障害があること，日本で生活する外国人であること等に加え，女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について，計画推進全般にわたって人権尊重の観点から配慮をします。

6 計画の基本理念

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずなくだれもが，個人として尊重され，性別に起因する差別及び暴力がなく，ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により，個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく，多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から，社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に，性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずなくだれもが，家庭内での協力及び社会的支援のもとに，子育て，介護等家族としての役割を果たすことと職場，地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

7 計画の目標

「国分寺市男女平等推進条例」第3条に規定する基本理念に沿って施策を推進するにあたり、目指す国分寺像として計画の目標を次のとおり定めます。

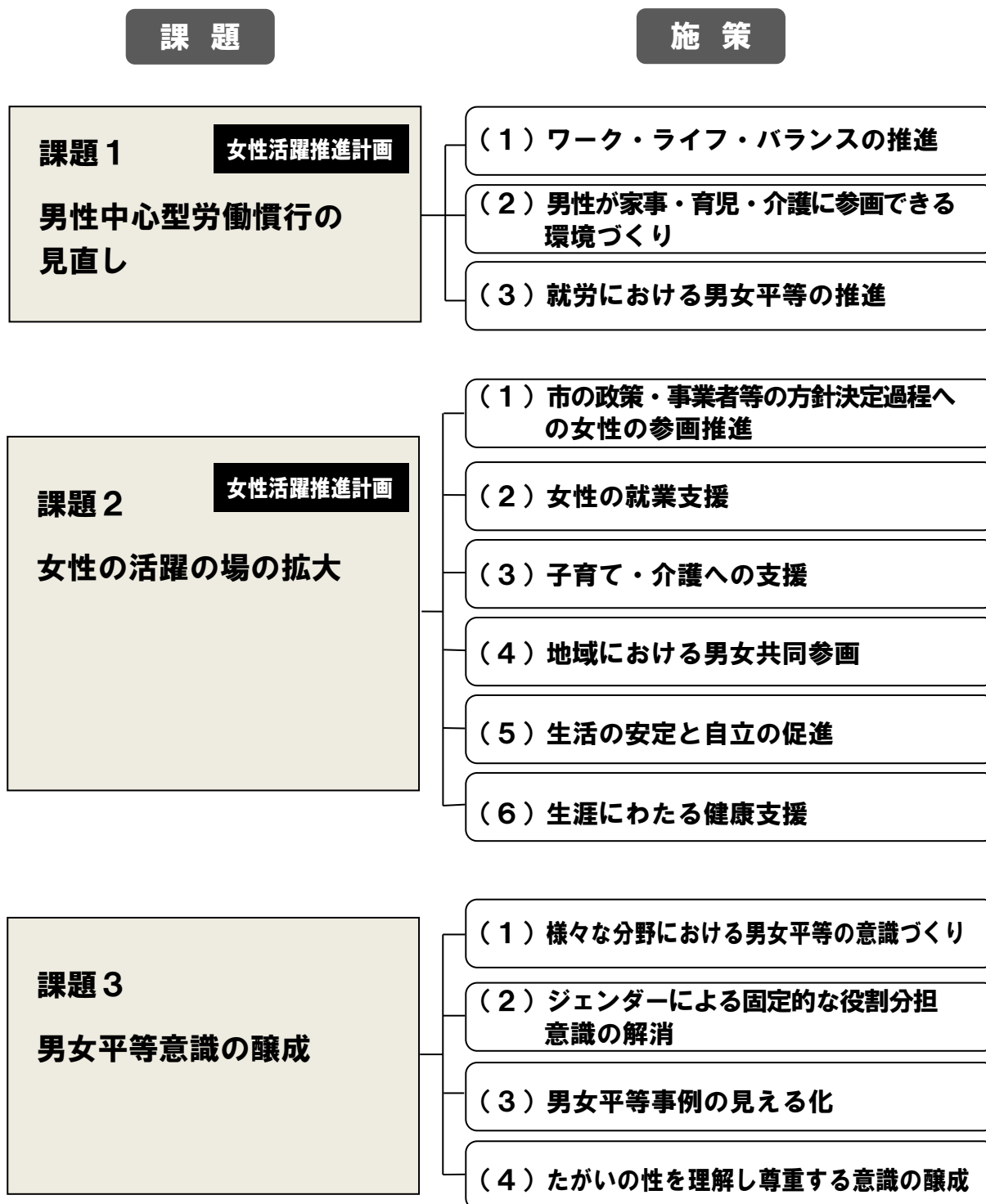
男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

※「男女の人権」……ひとくくりに「人権」の問題について取り扱うのではなく、「男らしさ」「女らしさ」といった社会通念や慣習から生じる人権の問題、性別に起因する人権の問題という観点に着目し、その観点から問題を強調するために、「男女の」としています。

<成果目標>

課題	項目（データ出典）	現状	成果目標		[参考] 国目標（期限）
			中間（期限）	最終（期限）	
1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	57.4% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
	庁内の男性職員の育児休業取得率 （国分寺市特定事業主行動計画）	8% （平成27年度）	15% （令和2年度末）	20% （令和6年度）	13% （平成32年）
	庁内の超過勤務の縮減 （国分寺市特定事業主行動計画）	一人あたり 月8.3時間 （平成27年度）	一人あたり 月6.4時間 （令和2年度末）	特定事業主 行動計画の 目標値	—
	週労働時間60時間以上の雇用者の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	9.9% （平成27年度）	5% （令和2年度）	5%以下 （令和6年度）	5% （平成32年）
2	審議会等委員に占める女性の割合 （人権平和課）	32% （平成27年度）	40%以上 （令和2年度）	40%以上 （令和6年度）	30%以上 （平成32年）
	庁内の女性職員の登用（国分寺市特定事業主行動計画）				
	管理職（課長以上）に占める女性の割合	10.1% （平成27年度）	15%以上 （平成29年度）	20% （令和6年度）	20% （平成32年度末）
	係長職に占める女性の割合	28.2% （平成27年度）	30%以上 （平成29年度）	35% （令和6年度）	35% （平成32年度末）
	防災会議の委員に占める女性の割合 （防災安全課）	9.1% （平成27年度）	30% （令和2年度）	30%以上 （令和6年度）	30% （平成32年）
	保育所待機児童数 （子ども若者計画課）	88人 （平成27年度）	解消 （令和2年度）	解消 （令和6年度）	解消 （平成29年度末）
3	「ジェンダー」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	59.3% （平成27年度）	70% （令和2年度）	80% （令和6年度）	—
5	「男女平等推進センター」の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	22.8% （平成27年度）	40% （令和2年度）	60% （令和6年度）	—
6	夫婦間における「平手で打つ」「足でける」を暴力として「どんなことがあっても許されない」と認識する人の割合 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	平手で打つ 男性 73.5% 女性 79.8% 足でける 男性 93.6% 女性 91.9% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	—
全体	「男女共同参画社会」という言葉の認知度 （男女平等に関する市民意識・実態調査）	65.2% （平成27年度）	100% （令和2年度）	100% （令和6年度）	100% （平成32年）

8 計画の体系



課題

施策

課題4 男女平等教育の充実

(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

(1) 「男女平等推進センター」の活用促進

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進

課題6 性別に起因する暴力や人権 侵害の根絶

第2次DV防止基本計画

(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

(2) DV予防のための取組推進

(3) 被害者の安全確保と自立支援

(4) 人権侵害を予防するための支援

(5) 性犯罪被害者の支援

*課題1と課題2は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」にあたるもので、「国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画（女性活躍推進計画）」とします。

*課題6は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」にあたるもので、「第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画（第2次DV防止基本計画）」とします。

Ⅱ 評価の考え方・手法について

1 評価の目的

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、男女共同参画を推進するための施策を体系化したものです。第2次行動計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女共同参画推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女共同参画を推進するためには、市民の方々に男女共同参画について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女共同参画に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という。）からの報告を受けて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし7人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という。）で、市としての総合的な評価を行います。附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という。）は推進協議会の評価を確認し、総括評価を行います。

推進委員会は市民的見地をもった第三者的立場から総括評価を行い、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

計画的に進行管理を行うために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

（1）所管課による自己評価（自己点検票の作成）

各事業の所管課は、年度当初に第2次行動計画の事業内容に即した目標を設定します。年度末には、1年間の進捗状況を鑑み、男女共同参画推進の視点から自己評価を行います。年度ごとに事業評価及び目標設定を行うことで、実施した事業を振り返るとともに、取り組むべき事業や課題を明確にし、次の目標に反映させることができます。所管課の評価の基準は次のとおりです。

[評価の基準]

A：目標を上回った。 B：目標を達成した。 C：目標達成できず。

D：実績がなかった。

(2) 事務局による施策評価案の作成

事務局である人権平和課は、自己点検票を施策ごとに集約し、施策評価案を作成します。評価については、所管課による自己評価を数値換算（A＝3，B＝2，C＝1，D＝0点）します。施策ごとに合計した数値を事業数で除し、その平均値をもとめて評価します。

(3) 専門委員会の評価

自己点検票及び施策評価案を確認し、所管課評価と同様の基準に基づいて施策評価を行います。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見も聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

(4) 推進協議会の評価

専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

(5) 推進委員会の評価

自己点検票及び推進協議会評価を確認し、計画の推進状況を総合評価します。施策ごとの評価をまとめて、市長に意見として答申します。

5 評価結果の報告

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民及び事業者等に分かりやすい形で報告します。

Ⅲ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

令和2年10月22日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 甲斐田 きよみ

第2次国分寺市男女平等推進行動計画の進捗状況について（答申）

令和2年8月21日付けで諮問のありました「男女平等推進行動計画の進捗状況に関する事」について、次のとおり答申する。

記

1 本委員会における第2次国分寺市男女平等推進行動計画評価の経緯

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「第2次行動計画」という。）は、これまでの男女平等推進行動計画の実施状況を精査し、男女平等社会の実現に向けて、「男女共同参画社会基本法」及び「国分寺市男女平等推進条例」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、平成29年3月に策定された。

本委員会は市長の諮問を受け、第2次行動計画策定にあたっては、「第2次行動計画の策定に係る意見聴取について」答申している。

今年度は、第2次行動計画の令和元年度の進捗状況評価を行った。

2 進捗状況評価について

本委員会での令和元年度進捗状況評価は次のとおりである。各所管課（室）においては、本答申の内容を念頭に置きながら、今後の事業に取り組まれない。

(1) 課題1 男性中心型労働慣行の見直し

- ・男性職員の育児休業取得に向け、更に目標を高く設定し、積極的に取り組まれない。
- ・業務内容の見直し等により業務の効率化に取り組むことで、職員の超過勤務削減に努められたい。

また、ワークシェアリングのため雇用された時間額会計年度任用職員の待遇についても、更なる改善に向けて取り組まれない。

(2) 課題2 女性の活躍の場の拡大

- ・男女共同参画の視点から、防災会議への女性委員の参加、その他意思決定の場への女性の参画に引き続き努められたい。

(3) 課題3 男女平等意識の醸成

- ・キャリアプラン研修、ハラスメント防止研修等において、幅広い職層の職員が参加できるよう対象者を拡充されたい。

(4) 課題4 男女平等教育の充実

- ・若年層に対する意識啓発事業について、オンラインを活用した新たな手法、関係機関との連携拡充など今後も継続して取り組まれない。

(5) 課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

- ・男女共同参画の拠点である男女平等推進センターの機能拡充に取り組ま
れたい。
- ・男女平等推進センターを含め，市の取組全般において，インターネット
等を活用した情報発信，社会情勢に沿った講座開催など，市民が情報を
取得しやすい環境整備に努められたい。

(6) 課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ・インターネット等さまざまな手法を活用し，相談窓口や被害者支援につ
いて広く市民へ情報提供を行い，併せて支援を必要とする方のニーズの
掘り起こしに取り組まれたい。

3 今後に向けて

以上が第2次行動計画の令和元年度進捗状況に対する本委員会の評価であるが，答申の結語として次の三点を付言する。

- (1) 第2次行動計画の施策事業には，チラシ等の配架を主とした情報提
供が多く，この度の新型コロナウイルス感染症拡大等をふまえ，イ
ンターネット等新たな手法を活用するなど，各種制度や支援等に関
する情報が広く，かつ安全に市民に届くよう努められたい。
また，情報発信による効果の検証にも取り組んでいただき，より効
果的な取組に向け継続して努められたい。
- (2) 施策事業と目標が乖離している所管課（室）が見受けられ，改めて
男女共同参画を推進する視点を念頭においた目標設定を行われたい。
また，市としての男女共同参画への取組が市民に伝わるよう，第2
次行動計画の取組状況等の見える化に取り組まれたい。
- (3) 国は「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え
方（素案）」の中で，あらゆる分野における女性の参画拡大，安
全・安心な暮らしの実現，男女共同参画社会の実現に向けた基盤の
整備，推進体制の整備・強化を政策として示している。
また，近年の自然災害や感染症の流行は女性への影響が顕在化しや
すく，平常時からあらゆる施策の中に，男女共同参画の視点を含め
ることが肝要とされている。
国分寺市男女平等推進行動計画の後期4年の推進に向け，第5次男
女共同参画基本計画等を参考とし新たな取組に着手されたい。

以上

IV 施策別推進状況評価

[基本目標]

男女の人権を尊重しだれもが相互につながり助け合い自己実現できるまち

課題	施策	評価
1 男性中心型労働慣行の見直し	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進	B
	(2)男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり	B
	(3)就労における男女平等の推進	B
2 女性の活躍の場の拡大	(1)市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進	B
	(2)女性の就業支援	B
	(3)子育て・介護への支援	B
	(4)地域における男女共同参画	B
	(5)生活の安定と自立の促進	B
	(6)生涯にわたる健康支援	B
3 男女平等意識の醸成	(1)様々な分野における男女平等の意識づくり	A
	(2)ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消	A
	(3)男女平等事例の見える化	B
	(4)たがいの性を理解し尊重する意識の醸成	B
4 男女平等教育の充実	(1)学校における人権・男女平等教育の充実	B
5 男女平等に関する広報・啓発活動	(1)「男女平等推進センター」の活用促進	A
	(2)男女の人権に配慮した表現の推進	B
6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶	(1)相談業務の充実と関係機関との連携強化	B
	(2)DV予防のための取組推進	B
	(3)被害者の安全確保と自立支援	B
	(4)人権侵害を予防するための支援	B
	(5)性犯罪被害者の支援	B

評価	評価の基準	令和元年度
A	目標を上回った。	3
B	目標を達成した。	18
C	目標達成できず。	0
D	実績がなかった。	0

■課題1 男性中心型労働慣行の見直し

○施策(1) ワーク・ライフ・バランスの推進

事業No.1		ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発活動
事業内容	市報や情報誌、市ホームページなどによる情報提供や、男性が子どもと一緒に参加できる講座などを開催し、ワーク・ライフ・バランスについて考えるきっかけづくりを行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇各種講座の実施 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者等の好事例の紹介と普及	
人権平和課	目標	・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供を行う。 ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。
	数値目標	・起業講座 1回 参加者20人 ・ワーク・ライフ・バランス講座 1回 男性8人, 子ども8人
	数値実績	・起業講座 1回 参加者43人 ・ワーク・ライフ・バランス講座1回 男性7人, 子ども7人(うち男の子1人) ※当日キャンセル1組
	実績	・9月に女性を対象とした起業講座を開催。定員を上回る参加があり、アンケートでは、講座の内容を高く評価された。参加者に対し、就業以外の働き方について情報提供を行うことができた。 ・1月に男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座(父子料理講座)を開催。アンケートには「家でも積極的に料理に取り組みたい」との感想が寄せられた。講座開催により、男性の家事への参加を促進する機会をつくることができた。
経済課	目標	・ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーを東京都等関係機関とともに開催する。 ・ワーク・ライフ・バランスの各種事業・制度に関する情報提供を行う。
	数値目標	・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 ・労働セミナー1回開催。
	数値実績	・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 ・労働セミナー2回開催。
	実績	・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、労働セミナーを2回開催した。 ・講座開催により、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や啓発を行うことができた。 ・パンフレットを13部配架した。

事業No.2		庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
事業内容	子育てや介護などと仕事を両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画と連動し、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。また、ワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。		
職員課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) ・子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業取得の促進(50%以上) 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに育児休業が取得可能となった男性職員15名のうち3名が育児休業を取得し、取得率は20%であり、特定事業主行動計画の目標数値13%を達成した。 ・男性の育児休業取得者3名のうち育児休業平均取得日数は27.3日であり、平成30年度の男性の育児休業平均取得日数10.5日と比べ増となった。 	
	実績	<p>「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)のイントラネットへの掲載、また子が産まれた男性職員に直接説明を行うなど、職員への周知を図った。その結果、新たに育児休業が取得可能となった男性職員の15名中3名が育児休業を取得した。平成30年度より取得率は下がったが、一人当たりの平均取得日数は増となり、男性職員の家庭での育児参加につながった。今後も周知活動을續けて、男性の育児休業取得を促進していく。</p>	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内へのワーク・ライフ・バランス講座の周知 1回 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内へのワーク・ライフ・バランス講座の周知 1回 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・9月の父子料理講座は早期に定員に達したため、庁内イントラネット掲示板では周知しなかったが、市報・HP・ツイッター等での周知を目にした職員に対し、多少なりとも啓発を行うことができた。 ・育児休業取得を検討している男性職員に対し、積極的に呼びかけを行った。 	
事業No.3		庁内・事業者等における長時間労働削減の取組の促進	
事業内容	庁内では、日常業務や業務分担の見直しを行い、特定事業主行動計画と連動し、超過勤務の縮減目標の達成に向け取り組み、長時間労働削減を推進します。また、市内事業者等に向け、好事例等の情報提供を行います。		
職員課	目標	<p>特定事業主行動計画に基づき超過勤務縮減に取り組む。(一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減)また、当初予測できなかった短期業務について、臨時職員配置によるワークシェアリングを行う。</p>	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・一人あたりの月超過勤務数を月6.4時間に縮減 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の一人あたりの月超過勤務時間数は8.3時間であった。 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務を縮減することにより長時間労働を削減し、職員の、仕事と私生活のバランスの適正化につながった。 ・ワークシェアリングについては、臨時職員5名の任用を行い、業務の繁忙が想定される部署へ配置した結果、一部の課では平成30年度の同時期より超過勤務を縮減することができた。 	

人権平和課	目標	・市内事業者へ向け、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供を行う。
	数値目標	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 1回
	数値実績	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 2回(市報・HP各1回)
	実績	・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業者向け「一般事業主行動計画」策定を促す市報記事を掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を行うことができた。
経済課	目標	・長時間労働抑制に関する情報提供・啓発を行う。 ・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行う。
	数値目標	・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。
	数値実績	・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所配架。パンフレットを12部配架した。
	実績	・12月に東京都労働相談情報センターと共催で、長時間労働の抑制が一部テーマとなる労働セミナーを2回開催した。 ・年次有給休暇取得促進に関する情報提供・啓発を行うことができた。
■ 専門委員会評価		B
<p>・職員の月超過勤務数6.4時間を目標とすることはよいが、それによって申請をせず超過勤務を行うことのないよう、管理職による適切な業務指示が必要である。</p> <p>・男性職員の育児休暇取得率が数値目標を下回っている。育児休業を取得できなかった理由を把握し、その要因の是正に取り組まれない。</p>		
■ 推進協議会評価		B
<p>・専門委員会の評価のとおりとする。</p> <p>・職員の超勤削減や男性職員の育児休暇取得率向上など、庁内「で」での取り組みについて一層の推進をはかる必要がある。</p>		
■ 推進委員会評価		B
<p>・推進協議会の評価のとおりとする。</p> <p>【職員課】男性職員の育児休暇取得について、休暇取得率、取得日数のいずれにおいても、より高い目標を設定されたい。また、職員の超過勤務削減は、臨時職員の雇用だけでは解決につながらない。併せて時間額会計年度任用職員の更なる待遇改善にも引き続き取り組んでいただきたい。</p> <p>【経済課】毎年同様の目標設定を行うのではなく、事業内容に即した目標を設定されたい。</p>		

○施策（２）男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

事業No.4		男女が共に家事・育児・介護をするための意識づくり
事業内容	家事・育児・介護は男女が共に行うものであることについて考える機会をつくり、様々な機会を活用して啓発を行います。 ◇両親学級における父親参加の促進 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇育児・介護休業・休暇を取得することの理解促進	
健康推進課	目標	両親学級をひかりクラス(沐浴・妊婦ジャケット体験等)は年6回・わくわくクラス(歯科・栄養講座、先輩パパママ交流)は年4回、プレパパ・ママセミナー(先輩パパママ交流等)予定。
	数値目標	参加人数: わくわくクラス(年4回)妊婦144名, パートナー144名 ひかりクラス(年6回)妊婦216名, パートナー216名
	数値実績	参加人数: わくわくクラス(年4回)妊婦103名, パートナー91名 ひかりクラス(年6回)妊婦183名, パートナー181名。 両親学級やプレママ・パパセミナーを通し、同じ立場(妊婦・そのパートナー)にある人達と意見交換ができるため、女性の妊娠中の体調変化についての理解や、男女が共に育児を行うことへの意識づけになっていると思われる。
	実績	H31年度わくわくクラス、ひかりクラスは目標回数を実施している。2/29(土)プレママプレパパセミナーは新型コロナウイルス感染症対策で中止となった。わくわくクラスは妊婦103名、パートナー91名の参加、ひかりクラスは妊婦365名、パートナー181名参加があった。グループワークでは、どのように育児に参加すればよいか等を同じ立場の男性と活発に意見交換されていた。事後アンケートからは、両親学級に参加することで妻の体調変化への理解へつながった、意見交換を通じ、出産へ向かう準備や過程に関する具体的なイメージがもてた等の感想が得られている。
子育て相談室	目標	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、特に父親の積極的な行事への参加を呼びかけると共に、父親が育児に参加することへの意識向上を狙って支援を行う。
	数値目標	・こどもの発達センターつくしんぼ行事の父親参加数: 100人
	数値実績	・こどもの発達センターつくしんぼ行事の父親参加数: 94人
	実績	通園教室の家庭支援骨子に基づき、父親が参加しやすいように土・日に行事を設定し、父子参観や父子園内宿泊など、父親の育児参加への意識向上を狙い事業を実施した。
子ども子育て事業課	目標	・男女共に育児に関わるよう、親子で楽しめる子どもの遊び場を提供する。
	数値目標	・土曜日開館児童館6館
	数値実績	・土曜日開館児童館6館
	実績	・全児童館土曜日開館した。収穫体験の遠足を実施した。
人権平和課	目標	・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。
	数値目標	・ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者16人
	数値実績	・ワーク・ライフ・バランス講座1回 男性7人, 子ども7人(うち男の子1人) ※当日キャンセル1組
	実績	・1月に男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座(父子料理講座)を開催。アンケートには「家でも積極的に料理に取り組みたい」との感想がよせられた。講座開催により、男性の家事への参加を促進する機会をつくることができた。 [No.1と同一の講座]

事業No.5		男性が家事・育児・介護に参画するための環境づくり	
事業内容	<p>男性が積極的に家事・子育て・介護に携わることができるよう、講座の開催などをし、様々なスキルや支援の情報提供を行います。</p> <p>◇父親の子育てセミナー等の開催</p> <p>◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大</p> <p>◇料理や家事のスキルを学び生活自立のきっかけを作る講座の実施</p> <p>◇介護予防や老後の生活、介護負担についての講座の実施</p>		
子育て相談室	目標	土曜日に父親参加向けのイベントを実施し利用拡大に繋げる。父親向けの利用を促す広報を行う。	
	数値目標	・土曜日実施親子ひろば箇所数 6箇所 親子ひろば父親利用延べ人数 1,000名	
	数値実績	・土曜日に実施している親子ひろば事業箇所数 6箇所 ・親子ひろば事業の父親利用延べ人数(プレパパ含む。) 1,069名	
	実績	<p>父親が積極的に子育てに携われるようにするため、土曜日に親子ひろば事業を実施するとともに、父親向けのイベントを実施するなど、父親の利用拡大を図った。また、保育所展示会(子ども子育てサービス課主催)にて、父親に向けた親子ひろばのイベント等の案内チラシを配布した。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月は親子ひろば事業の実施を中止したが、父親の親子ひろば利用者は、昨年度(1,075名)と比較し、大幅な減少は見られないことから、父親の利用は増加していると評価できる。</p>	
子ども子育て事業課	目標	父親の育児参加を促し、子育て環境をより良いものにする。	
	数値目標	・親子参加行事実施数 150回	
	数値実績	・親子参加行事実施数 162回	
	実績	父親と子どもとの触れ合いの場として児童館を利用してもらうため、親子で参加できる行事の実施および毎週土曜日開館し子どもを連れて来館しやすい環境作りを行った。	
高齢福祉課	目標	地域包括支援センターにおいて、介護予防教室を年1回以上実施し、介護予防に関する情報提供を行う。男女の別に関係なく、介護の心構えができるようにする。	
	数値目標	・各地域包括支援センターにおいて、介護予防教室(転倒予防教室含む)年2回以上の介護予防教室開催。	
	数値実績	・介護予防教室:全7回 開催, 転倒予防教室:全7回 開催 ・家族介護者交流会:全20回 開催	
	実績	<p>男女の別に関係なく、介護予防の取り組みの必要性に気づき、地域の活動へ参加して介護予防を実践できるよう情報提供を行った。</p> <p>具体的な運動方法等、男性も興味を持ちやすい内容になるよう工夫した。</p> <p>家族介護者交流会等を通じて、実際介護している方と交流することで、男女の別なく介護の心構えをもてるようになった。</p>	

人権平和課	目標	・男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座を開催し、男性の家事・育児・介護等への参加を促進する。
	数値目標	ワーク・ライフ・バランス講座1回 参加者24人
	数値実績	・ワーク・ライフ・バランス講座1回 男性7人, 子ども7人(うち男の子1人) ※当日キャンセル1組 [事業No.4再掲]
	実績	・1月に男性を対象としたワーク・ライフ・バランス講座(父子料理講座)を開催。アンケートには「家でも積極的に料理に取り組みたい」との感想がよせられた。講座開催により、男性の家事への参加を促進する機会をつくることができた。(No.1と同一の講座) [事業No.4再掲]
■ 専門委員会評価		B
■ 推進協議会評価		B
・専門委員会の評価のとおりとする。		
■ 推進委員会評価		B
・推進協議会の評価のとおりとする。		

○施策（3）就労における男女平等の推進

事業No.6		事業者等へむけた男女平等・格差是正に関する啓発・情報提供
事業内容	市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、各種制度や女性活躍推進法に基づく公開情報の紹介などの情報提供をし、均等待遇に向けた事業主への理解を深めます。	
人権平和課	目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業主へ向けた啓発・情報提供を行う。
	数値目標	・市報・HP・ツイッター等による広報 1回
	数値実績	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 2回（市報・HP各1回） [事業No.3再掲]
	実績	・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す市報記事を掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を行うことができた。[事業No.3再掲]
経済課	目標	・就労における男女平等をテーマとしたセミナーを東京都等関係機関とともに開催する ・男女雇用機会均等法に関する情報提供を行う。
	数値目標	・情報紙「とうきょうの労働」（月1回発行）及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 ・労働セミナー1回開催。
	数値実績	・情報紙「とうきょうの労働」（月1回発行）及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 ・労働セミナー1回開催。パンフレットを13部配架した。 [事業No.1再掲]
	実績	・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、就労における男女平等をテーマにした労働セミナーを開催した。 ・女性活躍推進法の各種制度の解説のほか、先進企業の取り組み事例の紹介を行うことで、各種制度の情報提供や啓発を行うことができた。

事業No.7		市の調達における男女平等推進事業評価制度の運用拡大の検討	
事業内容	国の「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に準じた調達の仕組みを検討します。		
契約管財課	目標	「国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱」に基づき、対象案件について、男女平等及び男女共同参画への取組みについて評価する視点を盛り込み調達を行う。	
	数値目標	・対象案件は、3件(予定)。	
	数値実績	・3件	
	実績	総合評価競争入札案件3件について、男女平等及び男女共同参画への取組みを評価項目として、育児休暇制度を設けている事業者への加点を行った。「男女平等及び男女共同参画への取組み」を評価項目とすることで、取組みを行っている事業者は加点により入札が有利となるため、事業者が取組みを進める契機となった。	
人権平和課	目標	・国の指針に準ずるには、事業者が「一般事業主行動計画」を策定する等の条件があるため、市報・HP等で一般事業主行動計画の策定を呼びかける。	
	数値目標	・市報・HP・ツイッター等による広報 1回	
	数値実績	・事業者へ向けたワーク・ライフ・バランスの周知 2回(市報・HP各1回) [事業No.3再掲]	
	実績	・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す市報記事を掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を行うことができた。[事業No.3再掲]	
■ 専門委員会評価			B
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。 【契約管財課】目標が漠然としている。明確な目標設定に努められたい。			

■課題2 女性の活躍の場の拡大

○施策(1) 市の政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画促進

事業No.8		審議会等の委員における性による偏りの解消
事業内容	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。	
政策経営課	目標	審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らない。同目標の達成に向け、各課に対しての情報提供・啓発を行う。また、市民参加の裾野の拡大に向け、無作為による附属機関等の公募委員候補者の登録制度の運用を行う。
	数値目標	・附属機関の委員について、一方の性が原則として全体で4割を下回らない。
	数値実績	・附属機関の委員合計496人、うち男347人(約70%)、女149人(約30%)。 【R2.4.1時点】
	実績	・事業目標の達成に向け、各課に対しての情報提供・啓発を行う。また、市民参加の裾野の拡大に向け、無作為による附属機関等の公募委員候補者の登録制度の運用を開始した。 ・平成30年4月2日付けで「国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例の取り扱いについて(通達)」を発出するとともに、同運用解釈の改訂をするなど、附属機関を適正に設置・運営するよう庁内周知を行った。
人権平和課	目標	・審議会の男女比率を明らかにし、現状について各課に情報提供を行う。
	数値目標	・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	数値実績	・「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」の発行 1回
	実績	・審議会等の委員データを整理し、男女比率を「男女平等推進行動計画進捗状況評価報告書」へ掲載した。報告書は庁内に配布し、審議会等の委員の現状を周知した。報告書が広く目に留まるよう、HPや庁内イントラネットへの掲載も行った。

事業No.9		庁内の職員配置・管理職登用における積極的な女性の参画推進	
事業内容	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組を促進します。		
職員課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・部署ごとに職員の性別による偏りが無い職員配置を行う。 ・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)。 	
	数値目標	・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する(年1回)	
	数値実績	・令和2年1月に実施したキャリアビジョン研修は、17名の女性職員が受講した。	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動においては、性別の偏りが無いよう職員配置を行った。 ・女性職員の昇任意欲の向上のため実施した「キャリアビジョン研修」について、研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す効果があったと考えられる。 	
人権平和課	目標	・女性の活躍に関する情報を市報や庁内掲示板に掲載し、意識啓発を行う。	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・市報・HP・情報誌等による周知 3回(市報・HP・情報誌各1回)	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載されたため、広く周知を図ることができた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に日本の「ジェンダーギャップ指数」順位の転落に関する記事を掲載し、他の国の取組を紹介した。「ライツこくぶんじ」は庁内を含め広く市内に配架しているため、職員が目にする機会も多い。 	
事業No.10		防災・災害時における政策・方針決定への女性の参画推進	
事業内容	防災計画策定や防災対策、災害時の情報収集・地域との連携を指揮する防災会議への女性の参画を促進します。避難訓練等や備蓄等の防災対策や災害時の避難所運営等に女性の視点を取り入れるため、活動へのより多くの女性の参加を図ります。		
防災安全課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練や防災関係の会議等の政策・方針決定の場に、女性参加・参画を図る。 ・避難所運営運営に当たる職員(初動要員)について、女性職員を任命する。 	
	数値目標	初動要員23.5%以上、防災組織委員48.4%以上	
	数値実績	初動要員は23.5%と目標達成したが、防災組織員数は42.8%であり目標未達となった。	
	実績	<p>初動要員については、女性職員を積極的に任命し、23.5%となった。一方で、災害時の活動における体力的な必要性から一定数男性の任命も継続し、災害時の避難所運営における男女双方の役割の確保につながったと考えられる。防災組織員数は、国分寺市防災推進委員会における事務局員の男女の比率を算定し、42.8%で数値目標に達成しなかった。なお、国分寺市防災会議委員は役職による委嘱であるため、女性の視点を取り入れるための取組は今後の課題である。</p>	

事業No.11		事業者等の方針立案・決定への女性の参画促進	
事業内容	市内企業に対して女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を奨励し、事業者等における管理職等への女性の登用を推進します。		
人権平和課	目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等においても女性管理職が増加するよう啓発を行う。	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・市報・HP・情報誌等による周知 3回(市報・HP・情報誌各1回)[事業No.9再掲]	
	実績	<p>・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載されたため、広く周知を図ることができた。</p> <p>・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に日本の「ジェンダーギャップ指数」順位の転落に関する記事を掲載し、他の国の取組を紹介した。「ライツこくぶんじ」は市内を含め広く市内に配架しているため、職員が目にする機会も多い。[事業No.9再掲]</p>	
経済課	目標	情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)を市内2か所に配架し、情報提供を行った。女性活躍推進法をテーマにした労働セミナーを1回東京都と共催した。	
	数値目標	<p>・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を市内2か所に配架。</p> <p>・労働セミナー1回開催。</p>	
	数値実績	<p>・情報紙「とうきょうの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を市内2か所に配架。</p> <p>・労働セミナー1回開催。パンフレットを13部配架した。[No.1再掲]</p>	
	実績	<p>・6月に東京都労働相談情報センターと共催で、女性活躍推進法をテーマとする労働セミナーを開催した。</p> <p>・女性活躍推進法の各種制度の解説のほか、先進企業の取組事例の紹介を行うことで、各種制度の情報提供や啓発を行うことができた。</p>	
■ 専門委員会評価			B
<p>・国分寺市防災会議委員に占める女性の割合の増加は継続的な課題である。災害時の避難所の運営・整備等に「女性の視点」を取り入れるにあたり、「災害対応を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)等を活用することを検討されたい。</p> <p>・各事業とも継続的な実施が必要であり、今後は対前年度比で数値実績が上回るよう取り組まれない。</p>			
■ 推進協議会評価			B
<p>・専門委員会の評価のとおりとする。</p> <p>・情報提供を主とした取組が見受けられるが、女性の活躍につながるより具体的な取組を検討されたい。</p>			
■ 推進委員会評価			B
<p>・推進協議会の評価のとおりとする。</p> <p>【各課共通】研修等については、参加者の男女比または人数を記載されたい。</p> <p>【各課共通】パンフレット等による情報提供については、配架するだけでなく、活用してもらえぬ手法を検討されたい。また、情報提供以外の取組も必要である。</p> <p>【防災安全課】防災に女性の視点を取り入れるには、初動要員だけでなく、意思決定機関である防災会議委員の女性比率を上げる必要がある。</p> <p>【職員課】女性職員の昇任意欲向上を促す研修の実施に加え、女性職員の昇任や昇任意欲を阻む原因を検討し、女性を取り巻く環境を整えるよう努められたい。</p>			

○施策（２）女性の就業支援

事業No.12		女性のキャリア支援
事業内容	庁内における女性管理職の登用促進と並行して、キャリアプランの確立やマネジメント支援の推進などの登用された女性に対するサポートに取り組み、事業者等へもその取組を促します。	
職員課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアプランの確立を含め女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する（年1回）。 ・登用された女性職員に対するサポート体制の検討
	数値目標	・女性職員の昇任意欲向上を促す研修を実施する（年1回）
	数値実績	・令和2年1月に実施したキャリアビジョン研修は、17名の女性職員が受講した。 [事業No.9再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動においては、性別の偏りがないよう職員配置を行った。 ・女性職員の昇任意欲の向上のため実施した「キャリアビジョン研修」について、研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、昇任意欲向上を促す効果があったと考えられる。[事業No.9再掲]
人権平和課	目標	・事業者に対し、登用された女性に対するサポートを促すための啓発を行う。
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回
	数値実績	・市報・HP・情報誌等による周知 3回（市報・HP・情報誌各1回）[事業No.9再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載されたため、広く周知を図ることができた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」（2,200部発行）に日本の「ジェンダーギャップ指数」順位の転落に関する記事を掲載し、他の国の取組を紹介した。「ライツこくぶんじ」は庁内を含め広く市内に配架しているため、職員が目にする機会も多い。[事業No.9再掲]
事業No.13		子育て・介護等との両立を目指す女性の就業支援
事業内容	結婚・出産・介護等で離職したが働きたいと考えている女性の就業を支援するため、就業に役立つ情報の提供や就業体験等の講座を実施します。 就労支援地域連絡会では、労働に関係する関係機関が連携を図り、情報交換を行うことで就労支援ネットワーク化を推進します。また、起業を目指す人には学びの機会のほか、条件面の整備や財政面の支援策などについての情報を提供します。	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・女性の就業支援事業を実施し、離職した女性の再就職をサポートする。 ・女性を対象とした起業講座を開催し、多様な働き方の情報提供及び支援を行う。
	数値目標	・女性の起業講座 参加者20人 ・女性の就業支援事業 参加者20人
	数値実績	・女性の起業講座 参加者43人 ・女性の就業支援事業 参加者40人（説明会含む）
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・9月に女性を対象とした起業講座、10月から女性の就業支援講座を開催。アンケートの回答の大多数が高評価であり、参加者に対し有益な情報提供を行うことができた。[起業講座は事業No.1と同一の講座] ・女性の就業支援事業では実践的な面接対策や就業体験を行い、参加者のうち1人が再就職につながった。女性の再就職への意欲を高める、有効性の高い事業となった。

経済課	目標	<ul style="list-style-type: none"> 女性の就業支援に関する各種事業・制度に関する情報提供を行う。 国分寺市就労支援地域連絡会を開催する。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙「ときよの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 労働セミナー1回開催。国分寺市就労支援地域連絡会を2回開催。
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> 情報紙「ときよの労働」(月1回発行)及びパンフレット等を庁内2か所に配架。 労働セミナー1回開催。パンフレットを53部配架。国分寺市就労支援地域連絡会を2回開催。
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 6月と2月に東京しごと財団と共催で、女性のための再就職支援セミナーを開催した。 女性を積極的に採用している各種企業の担当者との交流会を通じ、就業支援を行うことができた。 国分寺市就労支援地域連絡会を開催し、関係機関と連携し、就労困難者を取り巻く状況につき情報交換を行った。
事業No.14		農業経営への男女共同参画
事業内容	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	
経済課	目標	<ul style="list-style-type: none"> 制度についての情報提供を行う。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> 制度に関するパンフレット等を庁内に配架。
	数値実績	制度周知のためのパンフレットを刷新しました。また、庁内への配架及びJA回覧を活用して市内農業者に配布し、制度を周知しました。
	実績	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性と「家族経営協定」への関心を一定高めることができ、新たに1経営体(男性2、女性1名)の家族経営協定締結に繋げることができました。
■ 専門委員会評価		B
■ 推進協議会評価		B
・専門委員会の評価のとおりとする。		
■ 推進委員会評価		B
・推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】パンフレット等による情報提供については、配架するだけでなく、活用してもらえる手法を検討されたい。 また、情報提供以外の取組も必要である。		

○施策（3）子育て・介護への支援

事業No.15		保育サービス・放課後の居場所の充実	
事業内容		<p>子ども・子育て支援事業計画にのっとり保育所等の整備に取り組み、待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズへの対応を進めます。放課後の子どもの居場所について、そのあり方、実施方法も含めて検討します。</p> <p>◇延長保育、病児・病後児保育、一時保育等の充実 ◇学童保育所の受入対象学年拡大・時間延長の検討</p>	
子ども若者計画課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所の待機児童解消に向け、民設民営保育所を整備する。 ・学童保育所の狭隘状況解消に向け、民設民営学童保育所を整備する。 	
	数値目標	<p>民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民設民営保育所 ①2施設の新規整備②1施設の民設民営化により、100人の受入を確保 ・民設民営学童保育所 2施設を整備 80人の受入を確保 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ■民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備 ・民設民営保育所 ①2施設の新規整備②1施設の民設民営化 ③既存施設の定員変更により新たに158人の児童の受け入れられる体制を整えた。 ・民設民営学童保育所 3施設を整備したことで、新たに73人の児童を受け入れられる体制を整えた。 ■放課後の子どもの居場所について ・子どもの居場所づくり推進会議 年2回開催 ・子どもの居場所づくりハンドブックを刊行(3,000部) 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ■民設民営保育所・民設民営学童保育所の整備 民設民営保育所、民設民営学童保育所の受入れ児童数を増やしたことで、児童の親が就労しやすい環境を支援することができた。このことで、男女が平等に社会に進出し、活躍できる環境の充実を図ることができた。 ■放課後の子どもの居場所について 「子どもの居場所づくり推進会議において、子どもの居場所のあり方の検討し、子どもの居場所づくりハンドブックを刊行した。このことにより、子育て世代の家庭に対し、子どもの居場所に関する情報提供を行い、ひいては、児童の親が就労しやすい環境等の支援につなげ、男女が平等に社会に進出し、活躍できる環境の充実を図ることができた。 	
子ども子育て事業課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実を図り、また多様化する保育ニーズへの対応を進める。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・公設学童保育所登録延べ人数13,000人/年 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公設学童保育所登録延べ人数13,260人/年 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新設学童保育所の設置によりH31年度の学童保育所入所定員増となり狭隘状況の緩和となる。 	

事業No.16		子育てに関する総合的な支援・相談の充実	
事業内容	<p>相談や情報提供、交流の場、子ども連れで利用しやすい施設整備など、男女ともに子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。</p> <p>◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり ◇「あかちゃんふらっと」等の整備・利用促進 ◇健康や発達などに関する情報提供・相談の充実 ◇児童虐待へのきめ細やかな対応</p>		
子ども子育て事業課	目標	地域交流事業を行い、子どもや保護者同士の交流の場の提供や、事業を通じて育児相談等の支援を行う。また子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、児童虐待について適切な対応を図る。	
	数値目標	・乳幼児対象行事実施回数 360回	
	数値実績	・乳幼児対象行事実施回数 367回	
	実績	乳幼児親子が参加できる行事を実施し、来館時に気軽に育児の不安や相談ができるよう雰囲気作りや働きかけを行った。	
子育て相談室	目標	<p>気軽に相談でき、子どもと一緒にいられる場として、親子ひろばの事業の充実を図る。赤ちゃんふらっとを設置している施設の状況、設置場所を示すシールの劣化状況などを確認し、必要に応じて建物設置者へ対応を求めていく。</p> <p>親子ひろばスタッフの資質向上のため、研修を年2回実施する。 (ファミリーサポートセンター事業)</p> <p>会員数を増加させることで、地域の相互援助により安心して子育てを行うことができる環境づくりを推進する(援助会員講習会 年2回開催、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会 年20回程度開催、他課社会参加事業と広報の連携 会員数1,750人)。</p>	
	数値目標	<p>赤ちゃんふらっと整備数 31か所、親子ひろば年間実施日数 1,400日、円卓会議開催回数12回 (ファミリーサポートセンター事業)</p> <p>援助会員講習会 年2回開催、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会 年20回程度開催、他課社会参加事業と広報の連携 会員数1,750人。</p>	
	数値実績	<p>親子ひろば年間実施日数 1,421日、親子ひろば事業職員研修 年2回実施 赤ちゃんふらっと整備数 35か所、赤ちゃんふらっと設置場所シール交換 3施設 円卓会議開催回数 11回 (ファミリーサポートセンター事業)</p> <p>援助会員講習会 年2回開催、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会 年22回開催、他課社会参加事業と広報の連携 会員数会員数 1849人(利用会員1587人、援助会員248人、両方会員14人) (令和2年3月末時点)。</p>	
	実績	<p>(親子ひろば事業)</p> <p>事業の充実を図るために、実施場所を見直し、実施日数の増を図ったが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月中の事業の実施を休止したことにより実施日数が昨年度(1,483日)に比べ減となった。</p> <p>(子育て団体とのネットワークづくり)</p> <p>子育て団体等同士が情報交換できる場として円卓会議を、毎月1回実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月中は会議の実施を中止したため、昨年度(12回)に比べ減となった。(赤ちゃん・ふらっと)</p> <p>毎年3月の市報にて広報したことにより、整備数が増加した。また、設置場所を示すシールが、日焼けなどによる劣化していたことから、交換した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため外出自粛となっていることから、3月1日号市報での「赤ちゃん・ふらっと」の広報を見合わせた。</p> <p>(ファミリーサポートセンター事業)</p> <p>会員数の増加を図るために、親子ひろば・3～4箇月児健康診査における登録説明会を開催し、気軽に登録できるよう心掛けた。地域の相互援助により安心して子育てを行うことができる事業であることを広く周知した。</p>	

事業No.17		介護者への支援	
事業内容	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。		
高齢福祉課	目標	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの周知を進めます。	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度パンフレット 3,500部 被保険者証パンフレット 2,400部 ・介護保険サービス事業者ガイドブック 2,500部 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度パンフレット 3,500部 被保険者証パンフレット 2,400部 ・介護保険サービス事業者ガイドブック 2,500部 	
	実績	介護保険制度パンフレット、介護保険サービス事業者ガイドブックを窓口及び地域包括センターで配布、被保険者証パンフレットを年齢到達者および転入者に対し被保険者証とともに同封し、制度の普及・利用促進に役立てた。	
事業No.18		介護に関する総合的な相談事業	
事業内容	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取組を進め、関係機関と連携し、適切に対応します。		
高齢福祉課	目標	地域包括支援センターにおいて、介護や医療等個別の相談時に情報提供を行うとともに、家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行う。	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・出張相談は各地域包括支援センターで毎月1回開催。 ・虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催。 	
	数値実績	出張相談：全67回開催 延べ221名に対応した。（新型コロナ拡大防止のため3月は中止） 高齢福祉課主催で、高齢者虐待防止ネットワークに基づく実務者会議、代表者会議をそれぞれ1回開催。	
	実績	地域包括支援センターや市の相談窓口において、個別の総合相談事業の中で介護や医療等の情報提供を行った。 家族介護者交流会の実施や出張相談においても介護に関する情報提供を行った。	
■ 専門委員会評価			B
・新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、子育て・介護支援事業が中止・縮小等される一方で、非常時だからこそ専門家に相談したいというご要望もあると考えられる。オンラインによる事業実施を検討されたい。			
■ 推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、相談・支援事業のニーズは高まると予見される。必要とされる支援を提供できるよう努められたい。 			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。			

○施策（４）地域における男女共同参画

事業No.19		市民活動への支援
事業内容	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男女が共に地域での活動に参加する機会をつくれます。 また、情報提供や、団体に対する活動の場の提供等の支援を行い、市民活動の活性化を図ります。	
公民館課	目標	地域での活動に参加する機会として、多様な内容の講座を実施する。講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。
	数値目標	・講座終了後も継続した活動ができるようにグループ化を進める。講座終了後にグループ化した数(10グループ)
	数値実績	・講座終了後にグループ化した数(11グループ)
	実績	講座終了後にグループ化を進めたことで、全館で新たなグループが誕生し、継続した活動に繋がっている。
人権平和課	目標	・男女共同参画講座を開催する。 ・団体活動の場として、男女平等推進センターの施設貸出を行う。
	数値目標	・男女共同参画講座 参加者20人 ・男女平等推進センターの施設貸出率 60%
	数値実績	・男女共同参画講座 参加者25人 ・男女平等推進センターの施設貸出率 45.3%(令和2年3月は休館)
	実績	・12月に墓をテーマとし、性別に起因することなく最後まで自分らしく豊かに安心して生きるため男女共同参画講座を開催し、男性の参加もあった。アンケートでは約7割の方が内容を高く評価しており、啓発の役割を果たすことができた。 ・男女平等推進センターの施設貸出促進のため、HPや施設案内のリニューアルを進めた。
協働 コミュニティ課	目標	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う。
	数値目標	・市民活動フェスティバルを実施する(年1回)。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行う(市民活動センター登録団体数:157団体)。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行う(市民活動センター利用率:65%)。
	数値実績	・市民活動フェスティバルを実施した(1回)。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行った(市民活動センター登録団体数:154団体)。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行った(市民活動センター利用率※:ミーティングルーム86%, 会議室A57%, 会議室B26%・印刷機利用件数288件)。 ※令和元年9月より、アクティ・ココブンジ開設により施設移転。
	実績	・市民活動フェスティバルを実施する。 ・市民活動に関する情報の収集及び提供を行った。 ・市民活動団体への活動の場及び設備の提供を行った。

事業No.20		女性リーダーの育成	
事業内容	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。		
人権平和課	目標	・女性の活躍に関する記事を市報等に掲載し、事業者等においても女性管理職が増加するよう啓発を行う。	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・市報・HP・情報誌等による周知 3回(市報・HP・情報誌各1回)[事業No.9再掲]	
	実績	<p>・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載されたため、広く周知を図ることができた。</p> <p>・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に日本の「ジェンダーギャップ指数」順位の転落に関する記事を掲載し、他の国の取組を紹介した。「ライツこくぶんじ」は庁内を含め広く市内に配架しているため、職員が目にする機会も多い。[事業No.9再掲]</p>	
■ 専門委員会評価			B
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。			
■ 推進委員会評価			B
<p>・推進協議会の評価のとおりとする。</p> <p>【各課共通】「男女平等推進の観点」を念頭に置いた目標を設定する必要がある。</p> <p>【各課共通】講座等については、参加者の男女比または人数を記載されたい。</p> <p>【各課共通】地域のロールモデルとなる女性の話を聞く講座等の開催にも取り組まれたい。</p>			

○施策（５）生活の安定と自立の促進

事業No.21	高齢者・障害者への支援	
事業内容	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。障害者総合支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	
高齢福祉課	目標	国分寺市における地域包括ケアシステムの構築に向けて、国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催し、関係機関や地域住民とネットワークを構築し高齢者の暮らしを支援していく。
	数値目標	・地域ケア会議を3回、小地域ケア会議を東西で各3回、各種専門部会を3部会で各3回開催する。
	数値実績	・地域ケア会議を2回（1回は新型コロナウイルス感染防止対策にて中止）、小地域ケア会議を東西で各3回、各種専門部会を3部会で各3回（新型コロナウイルス感染防止対策にて1回中止）開催した。
	実績	地域包括ケアシステムの構築に向けて、国分寺市地域ケア会議実施要綱に基づく各種会議を開催した。関係機関や地域住民とネットワークを構築し、高齢者が自分らしく住み慣れた地域で過ごせるように「自立支援」をテーマに協議を進めることができた。
障害福祉課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、また、情報提供を行う。 ・障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労及び定着を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行う。また、地域開拓促進コーディネーターを配置する。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型 相談支援目標:23,000件 ・障害者就労支援センター 就労支援目標:3,500件 生活支援目標:400件
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型 相談支援実績:20,071件 ・障害者就労支援センター 就労支援実績:3,545件 生活支援実績:440件
	実績	<p>障害者の活躍の場の拡大や生活の安定と自立を促進するための支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター I 型において、様々な相談を受け、受けられるサービスの情報提供を行った。 ・障害者就労支援センターにおいて、一般事業所への就労を促す支援及び障害者と事業所とのコーディネートを行うとともに、地域開拓促進コーディネーターを配置することにより、障害者雇用に取り組む企業への継続的な助言や支援及び職場の新規開拓を行い、一定の成果を上げた。

事業No.22		ひとり親家庭の生活安定と自立支援	
事業内容	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子・父子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。		
生活福祉課	目標	母子及び父子・女性福祉資金貸付、ひとり親家庭自立生活サポートセンターこくぶんじ支援給付事業を実施することにより、ひとり親家庭の自立のための支援を行う。	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子・女性福祉資金貸付: 57件 52,800,000円 ・自立支援教育訓練給付金: 4人 446,000円 ・高等職業訓練促進給付金: 8人 9,669,000円 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・母子及び父子・女性福祉資金貸付: 49件 38,344,000円 ・自立支援教育訓練給付金: 4人 249,225円 ・高等職業訓練促進給付金: 9人 10,204,500円 ・高等職業訓練修了支援給付金: 1人 	
	実績	給付型の奨学金制度が開始となった影響で、貸付事業の利用者は減少しているが、貸付を希望する人に対しては審査を行い、必要な方に貸付を行っている。高等職業訓練促進給付金を利用し、対象となる方が自立に必要な資格取得に向けた職業訓練を受けることができている。国分寺市報、児童扶養手当受給世帯を対象に制度案内のチラシ送付、ぶんバスの吊り広告等で本事業の周知を行った。	
子育て相談室	目標	ひとり親家庭の自立促進に向けて、就労支援として、必要な人にひとり親ホームヘルプサービスを利用できている状態とする。保育園や学童へチラシ・ポスターを置き、普及啓発を図る。	
	数値目標	・ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 14世帯	
	数値実績	・ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用者 14世帯	
	実績	市報、ホームページだけではなく、児童扶養手当を利用している方への封書にチラシを封入するなどして、普及啓発を行った。新規利用者も3世帯あり、希望者が利用できている状態になっていると言える。	
子ども子育てサービス課	目標	ひとり親家庭に関連する手当・医療費助成制度について、ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、市民課や生活福祉課、子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者を適切に受給に繋いでいく。	
	数値目標	毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握する。また、窓口説明用チラシによる情報提供を適宜行い、新規対象となる世帯への周知を行う。併せて市報でも制度の周知を行う。	
	数値実績	毎年8月の現況届の手続きにより現在のひとり親家庭の状況を把握した。また、窓口説明用チラシによる情報提供、市報にて年1回(4/15号)の各種制度の周知を行った。	
	実績	申請相談に対する適切な案内を行い、各手当の認定・支給業務及びひとり親家庭等医療費助成の医療証発行、医療費の助成に繋げた。ひとり親関係の申請は相談者により案内が異なり複数回来庁してもらうことも多いが、受付簿等を活用し職員間の情報共有を行うことで、相談者に対して状況に応じた案内を行うことができた。また、現況届時の生活福祉課との連携や、申請相談時の状況に応じた関係課との連携についても適切に実施することができた。	

事業No.23		外国人への情報提供	
事業内容	市内で生活する外国人に福祉・医療・教育等の情報や相談窓口の案内などについて分かりやすく、届きやすい情報提供をしていきます。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・より多くの外国人市民に情報を提供する。・外国人市民に必要な支援を提供する。 ・外国人市民と日本人市民との交流や情報交換の場を提供する。 上記事業を実施するため、国際協会に補助金を支出。	
	数値目標	・外国人・日本人との交流イベントの参加者数(のべ) 1,000人	
	数値実績	・外国人・日本人との交流イベントの参加者数(のべ) 1,180人	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課ロビーの外国人市民向け情報専用ラックに外国人向け情報を配架、市HPやツイッターを用いて外国人向けの情報を発信。特に外国人への情報伝達に効果的な「やさしい日本語」での情報発信に力を入れた。 ・外国人向け生活相談窓口開設・「生活情報誌」(月1回発行)・外国人おかあさん交流会・親子日本語サロン・日本語教室(昼・夜各週1回)・通訳派遣・総合学習等への外国人講師派遣・児童支援サポーター派遣など(国際協会)→婚姻や夫の仕事の都合等で来日した女性や子どもの孤立を防ぎ、また日本での暮らしに関する情報を得る機会を提供することができた。 ・市や国際協会の主催で、さまざまな国際交流イベントを行った。特に、ベトナムのホストタウンになったため、ベトナム関連の交流事業に力を入れた。 	
■ 専門委員会評価			B
■ 推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ひとり親家庭支援のニーズは高まると予見される。ひとり親家庭の支援については、国も含めて策を充実させていることから、さらに留意していく必要がある。 			
■ 推進委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】情報が支援対象者に確実に届くよう、周知方法を検討されたい。また、周知については必要に応じて課を超えての取組も行っていただき支援を必要とする市民へ届くよう工夫されたい。 【各課共通】「男女平等推進の観点」を念頭に置いた目標設定に努められたい。 			

○施策（6）生涯にわたる健康支援

事業No.24		性差や年代に応じた健康支援
事業内容	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講座を開催するなど情報提供を行います。骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	
健康推進課	目標	市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知。H30から変更となる乳がん検診の実施方法について、市民にご理解いただけるように周知を行う。乳がん検診・子宮がん検診については、クーポン・個別勧奨を継続し、受診率向上を目指す。骨粗しょう症予防のための栄養講座を実施。
	数値目標	・乳がん検診受診者数2,603人 ・子宮がん検診受診者数2,605人
	数値実績	・乳がん検診受診者数2,337人 ・子宮がん検診受診者数2,815人
	実績	市報やHP、ポスター掲示等を行い、受診の必要性を周知した。乳がん・子宮がん検診についてはクーポン・個別勧奨を継続して実施したほか、子宮がん検診については20代をターゲットとし勧奨を行い、若年層の受診率向上を図った。
事業No.25		妊産婦への支援
事業内容	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	
健康推進課	目標	妊娠届・母子健康手帳交付した妊婦を対象に保健師等がゆりかご・こくぶんじ面接を実施。妊娠期から乳幼児期にかけ（妊婦訪問・新生児訪問・乳幼児健診・乳幼児母性健康相談等）電話・訪問等で母子の相談を実施する。
	数値目標	・ゆりかご・こくぶんじの面接率が妊娠届出数の8割
	数値実績	・妊娠届出数1012人、ゆりかご・こくぶんじ面接822件(面接率81.2%)。
	実績	妊娠期から乳幼児期にかけて、ゆりかご・こくぶんじ面接、妊婦訪問、産婦新生児訪問等とおして妊産婦・乳幼児の心身の健康の保持・増進を図った。
■専門委員会評価		B
■推進協議会評価		B
<p>・専門委員会の評価のとおりとする。</p> <p>・事業No.25については、目標に記載された事業の実績が未記載となっている。実績を遺漏なく記載するよう留意されたい。</p>		
■推進委員会評価		B
<p>・推進協議会の評価のとおりとする。</p>		

■課題3 男女平等意識の醸成

○施策(1) 様々な分野における男女平等の意識づくり

事業No.26		男女平等に関する情報・学習機会の提供
事業内容	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。 また、男女平等推進センターや公民館、図書館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。	
人権平和課	目標	・男女平等推進に関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を年9回開催する。
	数値目標	・男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	数値実績	・男女平等推進に関連する講座等8回及び女性就業支援事業 参加者284人 ※新型コロナウイルスの影響によりDV関連講座1回中止
	実績	・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業主へ向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を図ることができた。[No.9と同一の記事] ・年8回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、284人の参加があった。(講座内容:カサンドラ症候群, LGBT, 女性の起業, DV相談会, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ, ベトナム理解, お墓, 父子料理) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に外国人支援, DV加害者更生, 女性活躍推進に関する記事を掲載し、市内へ広く配架を行った。
公民館課	目標	一人ひとりを大事にしながら、生き生きと暮らせる社会を目指すための学習会として、講座を開催する。 公民館主催事業の10の体系に基づき、様々な分野の学習機会の提供をする。 また、保育室活動を通して女性のエンパワーメントなどをテーマに講座を実施する。
	数値目標	・各公民館で、様々な講座を実施する。全館で150講座以上の実施。 ・各公民館で、子育てや自分の生き方を考え合う「幼い子のいる親のための教室」を実施。 ・全館で保育や託児付きの子育て関連講座を100回以上実施する。
	数値実績	・多様な内容の講座実施数 189講座(本多38 恋ヶ窪38 光42 もとまち34 並木37) ・「幼い子のいる親のための教室」の実施 5館(本多, 恋ヶ窪, 光, もとまち, 並木) ・保育や託児付きの子育て関連講座の実施回数 119回(本多32 恋ヶ窪31 光21 もとまち19 並木16)
	実績	公民館全館で、公民館主催事業の10の体系に基づき、様々な分野の学習機会を提供できた。 公民館全館「で「幼い子のいる親のための教室」を実施した。 全館で子育て関連講座を実施した。
子ども子育て事業課	目標	・性別を意識しない教育環境を整える。
	数値目標	・環境整備のための新年度会議 1回
	数値実績	・環境整備のための新年度会議 1回
	実績	・男女差の色分け, グループ分けなど保育上での性差の固定廃止

図書館課	目標	・関連図書の展示, 関係資料の配布・掲示, ライツこくぶんじ情報の周知。
	数値目標	・関連資料35冊の受入。関連資料の貸出150回。
	数値実績	・関連資料61冊の受入。関連資料の貸出366回
	実績	6月に関連図書の展示(30冊)を行った。図書館の役割として, 資料の収集・提供を継続的に行った。配架資料のバランスと利用者のニーズを踏まえ, 適切な図書を購入し提供した。
市政戦略室	目標	・市民へ効果的に情報提供できるよう, 市報を発行し, 全戸配布する(24回発行)。
	数値目標	・市報発行回数 24回
	数値実績	・市報発行回数 24回
	実績	・市民へ効果的に情報提供できるよう, 市報を発行し, 全戸配布した(24回発行)。
事業No.27		国際社会における取組に関する情報の収集と提供
事業内容	男女平等社会実現の取組は, 国際社会における取組と密接な関係があります。国際的な潮流や各国の取組, 生活様式の違いなどについて情報を収集し提供します。	
人権平和課	目標	・外国の文化や言語などについて学ぶ機会を提供する ・外国人市民と日本人市民の交流の場を提供する。
	数値目標	・外国人・日本人との交流イベントの参加者数(のべ) 1,000人
	数値実績	・外国人・日本人との交流イベントの参加者数(のべ) 1,180人[事業No.23 再掲]
	実績	<p>・市民課ロビーの外国人市民向け情報専用ラックに外国人向け情報を配架, 市HPやツイッターを用いて外国人向けの情報を発信。特に外国人への情報伝達に効果的な「やさしい日本語」での情報発信に力を入れた。</p> <p>・外国人向け生活相談窓口開設・「生活情報誌」(月1回発行)・外国人おかあさん交流会・親子日本語サロン・日本語教室(昼・夜各週1回)・通訳派遣・総合学習等への外国人講師派遣・児童支援サポーター派遣など(国際協会)→婚姻や夫の仕事の都合等で来日した女性や子どもの孤立を防ぎ, また日本での暮らしに関する情報を得る機会を提供することができた。</p> <p>・市や国際協会の主催で, さまざまな国際交流イベントを行った。特に, ベトナムのホストタウンになったため, ベトナム関連の交流事業に力を入れた。</p> <p>[事業No.23 再掲]</p> <p>No.23掲載分に加えて, 国際理解講座(3回), 日本語教室(昼, 夜), 英会話教室, 中国語講座, 外国語セミナー等を国際協会で実施。</p>

事業No.28		職員の男女平等意識の推進	
事業内容	職員の男女平等意識やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、職員研修や意識啓発を実施します。意識啓発とともに意識の実態把握を図ります。		
職員課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回)。 ・ワークライフバランスの意識啓発のため、子育て介護に関する休暇制度の庁内周知 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの意識啓発を図るための研修を実施する(年1回)。 ・東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣する(年2回) 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランス研修:14名(男性9名・女性5名)受講 ・東京都市町村職員研修所「男女共同参画社会」研修:17名(男性8名・女性9名)受講 ・上記研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、全員が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、男女共同参画に関する意識啓発に効果があったと考えられる。 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの意識啓発を図るため、令和2年2月に「ワーク・ライフ・バランス研修」を実施した。 ・令和元年12月及び令和2年2月に実施された、東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画研修」に職員を派遣した。 ・「育児・介護・特別活動に関する休暇制度について」(冊子資料)をイントラネット掲示板に掲示し、休暇制度の周知を図った。 	
人権平和課	目標	・女性の活躍に関する情報を市報や庁内掲示板に掲載し、意識啓発を行う。	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・市報・HP・情報誌等による周知 3回(市報・HP・情報誌各1回)[事業No.9再掲]	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載されたため、広く周知を図ることができた。 ・男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に日本の「ジェンダーギャップ指数」順位の転落に関する記事を掲載し、他の国の取組を紹介した。「ライツこくぶんじ」は庁内を含め広く市内に配架しているため、職員が目にする機会も多い。[事業No.9再掲] 	
■ 専門委員会評価			A
・大多数の事業において数値目標を達成し、目標設定も平成30年度からの改善が認められる。今後は、講座等に参加したことのない方へのアプローチに取り組まれたい。			
■ 推進協議会評価			A
・専門委員会の評価のとおりとする。			
■ 推進委員会評価			A
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 【市政戦略室・職員課・子ども子育て事業課・図書館課】 これまでの当委員会の評価においての意見が事業に活かされていないため活用いただきたい。 【各課共通】男女平等推進の視点や実績等の記載が不明瞭な事業があるため、今後は明確に記載されたい。 【職員課】ワーク・ライフ・バランス研修の参加者が増えるよう取り組まれたい。また、実績には係長職の参加人数を明記されたい。 			

○施策（２）ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

事業No.29		ジェンダーについての理解促進	
事業内容	ジェンダーによる固定的な役割分担の解消に向け、講座などでの用語解説や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについて理解を深めるための取組を行います。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議へ参加し、ジェンダー解消に向けた情報発信を行う。 ・ジェンダーをテーマとした講座を開催し、固定的な役割分担解消に向けた啓発を行う。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回 ・ジェンダー講座 1回 20人 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回 ・ジェンダー講座 1回 25人 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や、市報原稿を担当する広報連絡員会議に参加し、男女平等意識を持つことを伝えた。例え話を盛りこみ身近な事例をあげる等、参加者の理解促進が図られるよう努めた。 ・12月12日にお墓をテーマとした男女共同参画講座を開催した。夫方の墓に縛られることなく自由な選択ができることを示し、ジェンダーについても考える契機とすることができた。[No.19と同一の講座] 	
■専門委員会評価			A
<ul style="list-style-type: none"> ・数値実績及び実績内容を踏まえ、評価できる取組を行っている。 ・ジェンダー観は社会的に醸成されるものであり、世代によっても捉え方が異なるため、幅広い年代に等しく意識改善が認められるよう取り組まれない。 			
■推進協議会評価			A
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 			
■推進委員会評価			A
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 <p>【職員課】「男女平等の視点による表現のガイドライン」を紹介する研修については、新任職員だけでなく、中堅職員も参加できるよう取り組まれない。</p>			

○施策（３）男女平等事例の見える化

事業No.30		男女平等社会の事例明示	
事業内容	どのような状態が男女平等なのかを、市報やホームページなどで紹介し、気づきや意識向上を図ります。男女平等推進に関する様々なデータ等を活用します。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を活用する。 ・「男女平等推進行動計画評価報告書」を発行し、計画の進捗状況について情報提供を行う。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回 ・「男女平等推進行動計画評価報告書」の発行 1回 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や広報連絡員会議への参加 3回 ・「男女平等推進行動計画評価報告書」の発行 1回 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修や、市報原稿を担当する広報連絡員会議に参加し、ガイドラインを紹介した。例え話を盛りこみ身近な事例をあげる等、参加者の理解促進が図られるよう努めた。[No.29と同一の研修・会議] ・審議会や市職員の男女比、教員の男女比や待機児童数等のデータをとりまとめ報告書に掲載した。報告書は計画事業の所管課や近隣市等に配架し、庁内イントラネット掲示板やHPへの掲載も行った。 	
事業No.31		男女平等に関する市民意識・実態調査	
事業内容	計画の改定や推進状況の確認を要するときなど、必要に応じて調査を行い、市民の意識や実態を把握します。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に実施予定の市民意識・実態調査について、具体的なスケジュールを作成する。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者への市民意識・実態調査見積依頼 2社 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者への市民意識・実態調査見積依頼 4社 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度の市民意識・実態調査実施に向け、仕様書や設問の精査し見積依頼を行った。 ・調査実施と計画の見直しを含めた年間スケジュールを作成した。 	
■ 専門委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識・実態の把握は、今後の男女平等推進の取組等にも影響すると考えられるため、来年度以降の調査実施に向けた着実な取組が望まれる。 			
■ 推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 			
■ 推進委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 			

○施策（４）たがいの性を理解し尊重する意識の醸成

事業No.32	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	
事業内容	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組を行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座開催等の啓発を行う。 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの一環としてLGBT講座を開催し、多様な性についての理解促進を図る。
	数値目標	・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座 1回 20人 ・LGBT講座 1回 20人
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・新任職員研修への参加 1回 ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ講座 1回 9人 ・LGBT講座 1回 34人
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・4月に新任職員に対してLGBT研修を行った。LGBTに限らず様々な性自認や性的指向があることを伝えた。 ・11月に女性のカラダ講座を開催した。参加者は少なかったものの、アンケートでは参加者全員が内容を高く評価しており、もっと学びたいという意見もあった。 ・8月に映画上映会とLGBT講座を開催した。アンケートの結果は高評価であり、中学・高校・大学教員から教育現場での話を聞くことのできる貴重な機会を提供することができた。
子ども子育て事業課	目標	児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。
	数値目標	・男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 36回
	数値実績	・男女が空間を共有しコミュニケーションや会話できる行事実施回数 41回
	実績	0歳～18歳未満の児童とその保護者が利用できる施設として、利用者同士が自然な関わりをもてるよう配慮し、他者を尊重することの大切さを自然と学ぶきっかけとなった。
学校指導課	目標	東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」に基づき、市立小・中学校が人権教育全体計画及び年間計画を作成して、指導を行う。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画を作成し、東京都の「人権教育プログラム」「性教育の手引き」を活用しながら、計画的に指導を行った。性教育については、保健体育の授業等において、学習指導要領の範囲内で適切に指導が行われた。

事業No.33		HIVや性感染症などに関する情報提供	
事業内容	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため、市ホームページでの広報や小・中学校の学習指導における取組を通じて積極的に情報提供を行います。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・講座や市報・ホームページ等で、HIVや性感染症についての情報提供を行い、正しい知識の普及を図る。 ・HIVへの理解促進のためのリーフレットを配架し、情報提供を行う。 	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・市報・HPによる周知 2回(市報・HP各1回)	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・11月16日～12月15日の「東京都エイズ予防月間」を、市報・HPによって周知した。 ・人権問題としてHIV感染者への差別を取り上げている小冊子を配布し、啓発に努めた。 	
健康推進課	目標	・HIV・性感染症の知識について、リーフレットなどを利用し普及啓発を図る。	
	数値目標	・HIV・性感染症の知識について、リーフレットなどを利用し普及啓発を図る。	
	数値実績	・保健所からのリーフレット(HIV、梅毒等の予防及び検査・相談先について)とポケットティッシュ(年間各約50部)の配架をいずみプラザにて実施。令和元年度は個別相談での対応は0件。	
	実績	・保健所より定期的に提供される性感染症のパンフレットを活用し情報提供を行った。	
学校指導課	目標	学習指導要領に示されたHIVや性感染症などに関する学習指導を通じて、各校における指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図る。	
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施	
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施	
	実績	学習指導要領に示されたHIVや性感染症などに関する学習において、各校が指導内容・方法の工夫改善に努め、児童・生徒の適正な理解を図った。	
■ 専門委員会評価		B	
・数値目標として抽象的な目標が設定されている事業が見受けられる。事業No.33は資料の配架を主としているが、講座の開催回数等により具体的な数値目標を設け、事業の質の向上を図られたい。			
■ 推進協議会評価		B	
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・新型コロナウイルス感染症拡大をふまえ、講座・行事に依らない啓発を検討されたい。 			
■ 推進委員会評価		B	
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 <p>【学校指導課】LGBT研修等は、新任職員だけでなく中堅職員及び教員・校長の参加が必要であるため、取り組まれない。</p> <p>【職員課】研修等を受けた職員が、その成果を市民に還元する手法を検討されたい。(他市では、受講者が缶バッジを付け市民に分かるよう取り組んでいる事例あり)</p>			

■課題4 男女平等教育の充実

○施策(1) 学校における人権・男女平等教育の充実

事業No.34		男女平等の視点をふまえた教育活動の推進
事業内容	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	
学校指導課	目標	人権教育全体計画に基づき、計画的に児童・生徒の人権意識の高揚を図る。 人権教育推進委員会の作成するリーフレットによる啓発を図る。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	市立小・中学校全校が、人権教育全体計画及び年間計画に基づいて、計画的に指導を行った。 人権教育推進委員会では、授業研究を通して、実践的な研究を行うとともに、その内容をリーフレットにまとめ、全教員に配布し、周知を図った。
事業No.35		性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導
事業内容	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	
学校指導課	目標	文部科学省の「キャリア教育の手引き」に基づき、市立小・中学校がキャリア教育全体計画を作成する。また、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育むなど、育成すべき資質・能力を明確にして計画的にキャリア教育を推進する。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	市立小・中学校がキャリア教育全体計画を作成し、計画的にキャリア教育に取り組んだ。特に、中学校では職場体験等の体験活動を通して、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択することの大切さを実感させることができた。
事業No.36		教職員への男女平等教育研修の実施
事業内容	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	
学校指導課	目標	服務事故防止の観点から、服務事故防止研修の徹底など具体的な方策を通して男女平等を推進し、教育現場における教職員の性別に関する慣行を中立なものとする。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	市立小・中学校全校で、服務事故防止研修を年2回実施した。その際、「人権教育プログラム」等を活用し、具体的な事例を通して、教職員の意識向上を図った。

事業No.37		児童・生徒・教職員への男女平等意識の啓発	
事業内容	男女平等推進センターに集まる情報や、男女平等推進センターが作成した啓発用資料などを児童・生徒向け、教職員向けに整理して提供し、男女平等意識を啓発します。		
人権平和課	目標	・市内都立高校等へのリーフレット配布等により、若年層への男女平等意識の啓発を行う。	
	数値目標	・市内都立高校等へのリーフレット配布1,000部	
	数値実績	・市内都立高校等へのリーフレット配布958部(残部不足のため)	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内都立高校等へ依頼し、デートDV防止リーフレットの個別配布を行った。直接1人1人に配布したため、生徒が目を通す可能性は高く、啓発の効果が見込まれる。 ・デートDV防止を扱ったリーフレットではあるが、性別に囚われず、自分の気持ちを大切にすることを伝える内容となっており、男女平等意識の醸成につながるものとなった。 	
■ 専門委員会評価			B
平成30年度に引き続き、リーフレットの個別配布による若年層への男女平等の意識啓発に努めている。来年度以降も着実に取り組まれない。			
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。			

■課題5 男女平等に関する広報・啓発活動

○施策(1)「男女平等推進センター」の活用促進

事業No.38		男女平等推進施策の拠点機能の強化
事業内容	男女平等社会実現のための情報の集約・発信機能や啓発活動、講座・講演会の企画・実施、相談業務など市民に身近な拠点として、「男女平等推進センター」の機能を強化します。啓発活動等の実施にあたっては施設内にとどまらず、他の公共機関等との連携により、より多くの市民に情報を届けられるよう取組を進めます。	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進に関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマにした講座等を年9回開催する。
	数値目標	・男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	数値実績	・男女平等推進に関連する講座等8回及び女性就業支援事業 参加者284人 ※新型コロナウイルスの影響によりDV関連講座1回中止 [事業No.26再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業主向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を図ることができた。[No.9と同一の記事] ・年8回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、284人の参加があった。(講座内容:カサンドラ症候群, LGBT, 女性の起業, DV相談会, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ, ベトナム理解, お墓, 父子料理) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に外国人支援, DV加害者更生, 女性活躍推進に関する記事を掲載し、市内へ広く配架を行った。[事業No.26再掲]
事業No.39		男女平等推進センターの周知と講座・講演会などの実施
事業内容	多くの市民が集い、男女平等について自ら学び、考え、広めていけるよう「男女平等推進センター」の周知を図ります。	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターに関する情報を、市報・HPや情報誌に掲載する。 ・男女平等推進に関連する講座等を年9回及び女性の就業支援事業を開催する。 ・より多くの方が参加できるよう、他の公共機関等で講座を開催する。
	数値目標	・男女平等推進に関連する講座等9回及び女性就業支援事業 参加者250人以上
	数値実績	・男女平等推進に関連する講座等8回及び女性就業支援事業 参加者284人 ※新型コロナウイルスの影響によりDV関連講座1回中止 [事業No.26再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、事業主向け「一般事業主行動計画」策定を促す記事及び女性活躍推進法に関する記事を市報掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を図ることができた。[No.9と同一の記事] ・年8回(うちDV関連2回)の講座及び女性就業支援事業を開催し、284人の参加があった。(講座内容:カサンドラ症候群, LGBT, 女性の起業, DV相談会, リプロダクティブ・ヘルス/ライツ, ベトナム理解, お墓, 父子料理) ・男女平等推進センター「ライツこくぶんじ」(2,200部発行)に外国人支援, DV加害者更生, 女性活躍推進に関する記事を掲載し、市内へ広く配架を行った。[事業No.26再掲]

<p>■ 専門委員会評価</p>	<p>A</p>
<p>・情報の集約による利用者の利便性向上と、様々な方法での情報発信を通じ、より多くの方への男女平等に関する広報・啓発活動ができています。</p> <p>・新型コロナウイルスの影響による講座中止があったにもかかわらず数値目標以上の実績を達成している。今後も継続して意識の醸成を図る機会の提供に取り組まされたい。</p>	
<p>■ 推進協議会評価</p>	<p>A</p>
<p>・専門委員会の評価のとおりとする。</p>	
<p>■ 推進委員会評価</p>	<p>A</p>
<p>・推進協議会の評価のとおりとする。</p> <p>【人権平和課】オンラインでの情報発信、男女平等推進センターの周知に関するHPを整備するなど、より市民がアクセスしやすい情報発信を検討されたい。</p>	

○施策（２）男女の人権に配慮した表現の推進

事業No.40		メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実
事業内容	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	
人権平和課	目標	・メディア・リテラシーに関する講座の開催や情報提供を行う。
	数値目標	・メディア・リテラシー講座の開催や情報提供 1回
	数値実績	・講師として新任職員研修へ参加 1回・広報連絡員会議への参加 2回
	実績	・新任職員研修や、市報原稿を担当する広報連絡員会議に参加し、「男女平等の視点によるガイドライン」を紹介する際、メディアにはジェンダーを助長するような表現が溢れており、無意識のうちに影響を受けてしまうことを伝えた。 ・内容についても、例え話や身近な事例をあげる等、参加者の理解促進が図られるよう努めた。
公民館課	目標	・メディア・リテラシーを学ぶ機会を増やす。
	数値目標	・メディア・リテラシーを学ぶ講座を実施する。（1講座以上）
	数値実績	・1講座実施した。
	実績	・メディア・リテラシーをテーマにした講座を並木公民館で実施した。
学校指導課	目標	情報教育を推進し、児童・生徒における情報活用の実践力の向上を促すことと並行して、情報社会に参画する態度を育成し、メディア・リテラシーを育む。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	全校の教員や地域・保護者を対象とした情報モラル研修会を開催し、児童・生徒をインターネット上の人権侵害から守るための指導方法や留意点等について共に学ぶ機会を設定した。 市立小・中学校では、東京都教育委員会作成の「SNS東京ノート」を活用した授業や特別の教科 道徳の授業等を通して、情報モラルに関する指導が行われた。

事業No.41		男女平等視点による表現の推進	
事業内容	「男女平等の視点による表現のガイドライン」の活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を推進します。		
市政戦略室	目標	「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報の編集・発行(24回発行)及びSNS等での発信を行う。また、広報連絡員会議で各課の広報連絡員に同ガイドラインを周知する機会を設ける(1回)。	
	数値目標	・市報発行24回、広報連絡員会議1回	
	数値実績	・市報発行24回、広報連絡員会議1回(午前・午後開催同内容)	
	実績	「男女平等の視点による表現のガイドライン」に基づき、市報の編集・発行(24回発行)及びSNS等での発信を行った。また、広報連絡員会議で各課の広報連絡員に同ガイドラインを周知した(1回)。	
人権平和課	目標	・「男女平等の視点による表現のガイドライン」を周知し、ジェンダーにとられない表現を心がけるよう周知する。	
	数値目標	・市報・HP・情報誌等による周知 1回	
	数値実績	・講師として新任職員研修へ参加 1回 ・広報連絡員会議への参加 2回 [事業No.40再掲]	
	実績	・新任職員研修や、市報原稿を担当する広報連絡員会議に参加し、「男女平等の視点によるガイドライン」を紹介する際、メディアにはジェンダーを助長するような表現が溢れており、無意識のうちに影響を受けてしまうことを伝えた。 ・内容についても、例えば話や身近な事例をあげる等、参加者の理解促進が図られるよう努めた。[事業No.40再掲]	
公民館課	目標	公民館だより「けやきの樹」や事業の案内のチラシ・ポスター等は、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現にする。	
	数値目標	・「男女平等の視点による表現のガイドライン」について確認する機会を年1回必ず実施し、周知を図る。	
	数値実績	・「男女平等の視点による表現のガイドライン」の確認機会は持っていない。	
	実績	公民館だより「けやきの樹」の編集会議の中で、「人権講座LGBT」や「幼い子のいる親のための教室」、「子育て関連講座」の記事を作成する際に、人権を尊重した表現に注意して編集を行った。編集会議において十分議論しジェンダーにとらわれず、人権を尊重してきた。	
■ 専門委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・目標に対する評価の低い事業については、今後の取組の見直しを図られたい。また、数値目標についても、現実的な目標を定め、取り組まれたい。 ・市から発信する情報は、市民の目に多く触れるものである。各種コンテンツの作成者・関与者に対する啓発活動に継続して取り組まれたい。 			
■ 推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・「男女平等推進に対する評価」と実績に齟齬が見られる。評価に即した事業実施に向け、取り組み方を再考する必要がある。 			
■ 推進委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】 時代とともに変化したメディア・リテラシーの定義を改めて整理いただきたい。講座や情報提供については、情報の真偽を読み解くスキルの習得、SNSによる誹謗中傷の問題など、社会情勢に沿った内容で実施されたい。			

■課題6 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

○施策(1) 相談業務の充実と関係機関との連携強化

事業No.42		相談事業の充実
事業内容	男女平等推進センターの相談事業を窓口としてDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。庁内外での研修機会を捉え、相談員のスキル向上を図ります。	
人権平和課	目標	・DV相談窓口を周知するとともに、各種研修に参加し、相談員のスキルアップを図る。
	数値目標	・DV研修への出席 3回
	数値実績	・DV研修への出席 6回(児童虐待, DV支援, 性暴力被害, 日本の法制度等)
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・DV相談窓口パネルを作成し、ひかりプラザ内の女性用トイレ個室に掲示した。パネルの内容は、相談窓口の紹介に加え、精神的な暴力もDVであることを示すものとした。 ・DV相談窓口リーフレットを市内公共施設及び商業施設58カ所に配架し、随時補充を行った。 ・相談員は研修に6回参加し、学んだ知識を生かした相談対応を行っている。
事業No.43		「DV防止連絡会」による庁内連携の強化と二次被害の防止
事業内容	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化と二次被害の防止、被害者の手続負担軽減を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	
人権平和課	目標	・DV防止連絡会、男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止連絡会の開催 3回 ・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会 1回
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会 1回 ・DV防止連絡会の開催 2回 ※新型コロナウイルスの影響により1回中止
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・相談対応時は、被害者が必要とする情報をわかりやすく提供し、関係機関との連携も図っている。 ・DV防止連絡会の第1回では加害者が窓口に来庁した際の対応について協議を行った。第2回では、相談担当者情報交換会を同時開催し、小金井警察でのDV対応の話に加え、支援体系図の確認や市民課が行う支援措置について情報共有を行った。第3回はDV関連講座を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。

事業No.44		庁外の関係機関との連携強化	
事業内容	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。		
人権平和課	目標	・DV防止連絡会、男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会を開催し、関係機関との連携を強化する。	
	数値目標	・DV防止連絡会の開催 3回 ・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会 1回	
	数値実績	・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会 1回 ・DV防止連絡会の開催 2回 ※新型コロナウイルスの影響により1回中止 [事業No.43再掲]	
	実績	・相談対応時は、被害者が必要とする情報をわかりやすく提供し、関係機関との連携も図っている。 ・DV防止連絡会の第1回では加害者が窓口に来庁した際の対応について協議を行った。第2回では、相談担当者情報交換会を同時開催し、小金井警察でのDV対応の話に加え、支援体系図の確認や市民課が行う支援措置について情報共有を行った。第3回はDV関連講座を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 [事業No.43再掲]	
事業No.45		「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	
事業内容	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。		
子育て相談室	目標	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会の組み替え後、特定妊婦も含め、密な関係機関連携が行えている。	
	数値目標	・要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会 年5回実施	
	数値実績	・要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会 年5回実施	
	実績	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理部会を特定妊婦・未就学児分科会、就学児分科会に改編し、要保護児童の全件進行管理を行うことで、関係機関と情報共有でき、密な連携へと結びついている。	
人権平和課	目標	・要保護児童対策地域協議会への出席し、関係機関と情報共有を行う。	
	数値目標	・要保護児童対策地域協議会への出席 3回	
	数値実績	・要保護児童対策地域協議会への出席 5回	
	実績	・要保護児童対策地域協議会に出席し、児童相談所等の関係機関の取組や支援内容について、情報共有を図ることができた。	
■ 専門委員会評価			B
・女性から男性に対するDVもあることから、男性用個室トイレへのDV相談窓口パネルの掲示についても検討されたい。			
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。 ・目標に対する到達度合は十分とは言えない。さらに目標水準を高めて、施策の一層の充実推進を図る必要がある。			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】職員が研修に参加した際は、その成果を所属において共有するよう努められたい。 【人権平和課】DV支援の体系図をわかりやすく作成し、市民へ発信することを検討されたい。			

○施策（２）DV予防のための取組推進

事業No.46		広報啓発活動による暴力予防
事業内容	DVのメカニズムや背景, 実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう, さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・DVへの理解促進のため, 講座開催や情報提供を行う。 ・相談窓口周知のため, 市内各所にリーフレットの配架を行う。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市報・HP等による広報 1回 ・DV防止啓発講座 3回(うち1回は相談会) 参加者45人
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市報・HP等による広報 2回(市報・HP各1回) ・DV防止啓発講座 2回(うち1回は相談会) 参加者33人 ※新型コロナウイルスの影響により1回中止
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5月にカサンドラ講座を開催, 9月にDV相談会を開催。アンケート結果では, 参加者全てが内容を高く評価しており, 参加者に必要な情報を提供することができた。 ・11月12～25日の女性に対する暴力をなくす期間に合わせ, DVに該当する行為や相談窓口を市報掲載した。加えて, 市のイメージキャラクターがパープルリボンを身に着け, パープルリボン運動に参加した。 ・DV相談窓口リーフレットを市内58カ所, デートDV防止啓発リーフレットを市内高校に配布した。市内に広く配布したことで, 市民の目に触れる機会も増え, 啓発の契機とすることができた。
事業No.47		若年層に向けたDV・デートDVについての広報啓発
事業内容	DVやデートDVについて, 若年層が主体的に考えることができるよう, 児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・市内都立高校等へのリーフレット配布等により, 若年層への男女平等意識の啓発を行う。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層に対する啓発 1回
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内都立高校等へのリーフレット配布958部(残部不足のため)[事業No.37再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市内都立高校等へ依頼し, デートDV防止リーフレットの個別配布を行った。直接1人1人に配布したため, 生徒が目を通す可能性は高く, 啓発の効果が見込まれる。 ・デートDV防止を扱ったリーフレットではあるが, 性別に囚われず, 自分の気持ちを大切にすることを伝える内容となっており, 男女平等意識の醸成につながるものとなった。[事業No.37再掲]
子ども子育て事業課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・児童館において日常的に幅広い学年の関わりを持つことによって, 多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成を行う。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高生対象行事実施回数 18回
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高生対象行事実施回数 19回
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・小中高生の幅広い年齢が児童館内の同じ空間を共有することから, 自然に男女間のコミュニケーションの場となり, 男女ともに会話や遊びの経験を通して体得していた。

事業No.48		学校教育における暴力予防教育	
事業内容	学校教育を通じて、どのような理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。		
学校指導課	目標	暴力やいじめの撲滅と相互理解に基づく対話の重視について、各校における取組を進め、児童・生徒の意識を高める。	
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施	
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施	
	実績	国分寺市教育7DAYSに合わせて、全校の参加によるいじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、いじめや暴力の撲滅に向けた話し合いを行った。中学校の生徒会代表が司会となり、子どもたちだけで真剣に話し合うことができた。また、フォーラム後の取組の重要性を全校に呼びかけたことにより、フォーラムの成果を基にした今後の取組について、児童会・生徒会が主体的に検討する姿が見られるようになってきた。	
■ 専門委員会評価			B
・近隣大学との連携の在り方検討という事業内容は実施されていない。近隣大学との連携に取り組まれたい。			
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。 ・「目標に対する評価」と実績に齟齬が見られる。評価に即した事業実施に向け、取り組み方を再考する必要がある。			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】職員が研修に参加した際は、その成果を所属において共有するよう努められたい。 【人権平和課】近隣大学との連携を進めるよう検討されたい。			

○施策（３）被害者の安全確保と自立支援

事業No.49	被害の早期発見・対応	
事業内容	子どもの健診などをとおしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	
健康推進課	目標	母子保健事業を通じ、母親や子どもの状況を把握。家族全体をアセスメントし、必要時、安全確保と生活面や精神面のフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援する。
	数値目標	母子保健事業を通じ、母親や子どもの状況を把握。家族全体をアセスメントし、必要時、安全確保と生活面や精神面のフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援する。
	数値実績	乳幼児健診(3～4カ月児・1歳6カ月児・3歳児)を各22回実施(令和2年3月は新型コロナウイルス感染症対策のため実施せず)。各来所者数/受診率(乳幼児の数として) 3～4カ月児 866人/88%, 1歳6カ月児 922人/86%, 3歳児 86人/86%。(小数点第1位四捨五入)。
	実績	事業を通じてDV・児童虐待などが家庭内で行われていないか体のあざの有無や家庭状況の確認等を意識的に実施。可能性があった場合には被害者の安全確保のため、適切な相談先などの情報提供・関係機関との連携を積極的に行った。
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> ・DVへの理解促進のため、講座開催や情報提供を行う。 ・相談窓口周知のため、リーフレットの配架を行う。
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止啓発講座3回(うち1回は相談会) 参加者45人
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> ・市報・HP等による広報 2回(市報・HP各1回) ・DV防止啓発講座 2回(うち1回は相談会) 参加者33人 ※新型コロナウイルスの影響により1回中止[事業No.46再掲]
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5月にカサンドラ講座を開催、9月にDV相談会を開催。アンケート結果では、参加者全てが内容を高く評価しており、参加者に必要な情報を提供することができた。 ・11月12～25日の女性に対する暴力をなくす期間に合わせ、DVIに該当する行為や相談窓口を市報掲載した。加えて、市のイメージキャラクターがパープルリボンを身に着け、パープルリボン運動に参加した。 ・DV相談窓口リーフレットを市内58カ所、デートDV防止啓発リーフレットを市内高校に配布した。市内に広く配布したことで、市民の目に触れる機会も増え、啓発の契機とすることができた。 [事業No.46再掲]

事業No.50		被害者・子どもの安全確保と心身に対するケアの対応
事業内容	母子・女性緊急一時保護事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。また、児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため財政的支援を行います。	
生活福祉課	目標	・保護を求める被害者の安全を確保する。
	数値目標	・保護を求める被害者の安全を確保する。
	数値実績	・保護を求める被害女性の安全を確保し、自立を促す支援に結び付ける効果がある。
	実績	・関係機関との連絡を密にし、保護を求める被害者の安全を確保した。
人権平和課	目標	・関係機関と連携し、被害者の安全に留意した相談対応を行う。 ・民間シェルターへ補助金を支給し、財政的支援を行う。 ・女性等緊急一時保護費を予算化し、緊急時に備える。
	数値目標	・民間シェルターへの補助金交付 300,000円 ・女性等緊急一時保護費の予算化 30,000円
	数値実績	・民間シェルターへの補助金交付 300,000円 ・女性等緊急一時保護費の予算化 30,000円
	実績	・被害者対応は、生活福祉課や子ども家庭支援センター等と連携し、適切な支援を行うことができた。 ・民間シェルターへ補助金を交付し、公的シェルターに入所できない場合の受け皿を確保した。また、女性等緊急一時保護費を予算計上し、緊急時に備えた。
契約管財課	目標	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底する。
	数値目標	・近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行う。
	数値実績	・近くに身を寄せる場所が確保できない場合に備えて、市の施設内に一時的に宿泊できる場所の確保を行った。
	実績	休日や夜間など市役所の閉庁時に、ドメスティック・バイオレンスによる被害者が保護を求めてきた時は、二次被害を起こさないよう細心の注意をはかるように当直警備員に徹底を図った。
子育て相談室	目標	母子父子自立支援員と定期的な連絡会を実施し、DVを受けて逃げてきた子どものいる家庭に対して、子どもの安全確保、精神的な支援を早期に実施できる。父子避難に対する支援に対して庁内体制を検討できる。
	数値目標	・母子父子自立支援員との連絡会回数 8回
	数値実績	・母子父子自立支援員との連絡会回数 6回(新型コロナの感染対策により1回中止)
	実績	母子父子自立支援員と連絡会を定期的実施し、DVで逃げてきた家庭やひとり親家庭などの支援方針を検討し、密な連絡により、保護者・子ども双方の支援を行うことができた。 母から父へのDV事例も増えており、父子避難に対する支援の必要性を相談支援部会にて提案することができた。今後も検討を重ね、役割分担を図っていく必要がある。

子ども子育て 事業課	目標	・日常的に直接子どもたちと関わり、また関係機関と連携しながら児童虐待の防止に努める。
	数値目標	・登園時の児童の日々の観察 290日 身体測定12回
	数値実績	・登園時の児童の日々の観察 290日 身体測定12回
	実績	・保育中において日々の子供の様子、身体の傷、身体測定による体重の増減の確認
学校指導課	目標	・児童・生徒への虐待の早期発見・早期対応に努める。
	数値目標	・市立小・中学校15校全校で実施
	数値実績	・市立小・中学校15校全校で実施
	実績	・小・中学校全校において、虐待対応教諭が中心となって組織的に、虐待又は虐待の疑いのある児童・生徒の早期発見・早期対応に努めた。
事業No.51		被害者支援における配慮の徹底
事業内容	住民基本台帳のほか、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。 外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	
市民課	目標	住民基本台帳事務要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図る。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応する。
	数値目標	・支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応する。
	数値実績	・支援措置対象者への対応、情報連携、情報提供ネットワークシステム対応のついて必要とされる措置を全件対応した。
	実績	住民基本台帳事務処理要領に則り、DV等被害者に対し適正に支援措置を行うと共に、他課との情報連携を継続し横断的に被害者の安全確保を図った。また、情報提供ネットワークシステムから不測の情報流出が起らないよう対応した。
人権平和課	目標	・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 ・DV防止連絡会の開催し、情報漏洩についての注意喚起を行う。
	数値目標	・DV防止連絡会の開催 3回
	数値実績	・男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会 1回 ・DV防止連絡会の開催 2回 ※新型コロナウイルスの影響により1回中止 [事業No.43再掲]
	実績	・相談対応時は、被害者が必要とする情報をわかりやすく提供し、関係機関との連携も図っている。 ・DV防止連絡会の第1回では加害者が窓口に来庁した際の対応について協議を行った。第2回では、相談担当者情報交換会を同時開催し、小金井警察でのDV対応の話に加え、支援体系図の確認や市民課が行う支援措置について情報共有を行った。第3回はDV関連講座を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 [事業No.43再掲]

事業No.52		被害者の自立支援	
事業内容	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。		
生活福祉課	目標	・被害者に対する自立支援を行う。	
	数値目標	・被害者に対する自立支援を行う。	
	数値実績	・被害者の状況に応じて、必要な支援を行うことにより、被害者が自立に向けた活動を行うことができた。	
	実績	・警察署等と連携を図り、被害者に対して自立支援を行った。	
人権平和課	目標	・被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。	
	数値目標	・DV相談件数 55件	
	数値実績	・DV相談件数 44件	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進センターで「女性のためのカウンセリング」を毎月2回実施し、被害者の心理的支援を行った。定期的にカウンセリングを受ける方も多く、被害者の心の支えとなっている。 ・DV相談会を開催し、被害者の自立につながる情報提供を行うことができた。 ・相談者の方に、女性の再就職事業を紹介し自立を支援した。 	
■ 専門委員会評価			B
■ 推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・専門委員会の評価のとおりとする。 ・被害者支援は重要な施策である。引き続き被害者の安全確保と自立支援に努められたい。 			
■ 推進委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の評価のとおりとする。 			

○施策（４）人権侵害を予防するための支援

事業No.53		セクシュアル・ハラスメント等の防止の取組
事業内容	さまざまな機会をととして事業者等や市民に対してセクシュアル・ハラスメントをはじめとするハラスメントの防止にむけた広報・啓発を行います。	
人権平和課	目標	・市報やHP等でハラスメントの防止に向けた広報を行う。
	数値目標	・市報・HP・情報誌等での周知 1回
	数値実績	・新任職員研修 1回 ・市報・HP・情報誌等での周知 2回(市報・HP各1回) ・ハラスメント防止に関する講演会 1回 83人
	実績	・新任職員研修に講師として参加し、ハラスメントを受けた際の対応等について研修を行った。 ・6月23～29日の男女共同参画週間にあわせ、ハラスメント防止や相談先を紹介する市報記事を掲載した。市報1面にカラーで掲載され、広く周知を図ることができた。 ・11月の人権のつどいでは「アンガーマネジメント」をテーマに講演会を開催した。ハラスメント等の加害者とならないよう、怒りや感情をコントロールする方法を示すことができた。
事業No.54		庁内におけるハラスメント対策
事業内容	庁内に対して、ハラスメントの防止について周知します。「ハラスメントの防止等に関する指針」により、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	
職員課	目標	・新規採用職員に対する採用時研修の際におけるハラスメントの防止等に関する指針の配布及びその内容を周知を図る(採用時)。 ・ハラスメント防止に資する研修を実施するとともに、研修生に対してハラスメントの防止等に関する指針の周知を図る(年1回)。
	数値目標	・ハラスメント防止に資する研修の実施 (4月1日付入職職員向け／管理職向け／全職員向け／計 年3回)
	数値実績	・ハラスメント防止研修(管理職向け)：2回実施で計67名(男性58名・女性9名)受講 ・ハラスメント防止研修(管理職以外の全職員向け)：17名(男性4名・女性13名)受講 ・上記研修後に提出された復命書において、「研修内容が自身の能力向上に有効であったか」の設問に対し、95%以上が「かなり有効だった」「ある程度有効だった」と回答しており、ハラスメントのない職場づくりに向けた意識啓発に効果があったと考えられる。
	実績	ハラスメント防止に資する研修については、令和元年7月に管理職向けに延べ2回、また管理職以外の全職員を対象に令和2年1月に1回実施した。

事業No55		ストーカー等の防止の取組	
事業内容	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組を行います。		
防災安全課	目標	正確な防犯情報をより多くの市民に行き届くようにし、犯罪抑止や二次被害の防止を図るため、国分寺市安全・安心メール登録数を17,600件以上にする(第二次国分寺市防犯まちづくり実施計画より)。市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知する。	
	数値目標	・18,500件	
	数値実績	・19,763件	
	実績	市のイベント等で登録方法を記載したチラシや市報を用いて周知し、令和元年度末で19,763件となった。市内における刑法犯発生認知件数において減少傾向にあり、街頭犯罪や女性や子ども、高齢者を狙った犯罪などに遭わないために、安全・安心メールでの情報提供は一定の効果があったと考えられる。	
人権平和課	目標	・人権侵害に関連する講演会等を開催し、理解普及を図る。	
	数値目標	・人権侵害に関連する講演会 2回 100人	
	数値実績	・人権侵害に関連する講演会 2回 153人	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> ・5月に「スポーツと人権」をテーマに憲法記念行事を開催した。スポーツと関連する性別や人種、障害を理由とする人権問題についての講演を行った。 ・11月の人権のつどいでは「アンガーマネジメント」をテーマに講演会を開催した。ハラスメント等の加害者とならないよう、怒りや感情をコントロールする方法を示すことができた。[No.53と同一講演会] 	
■ 専門委員会評価			B
・各種研修については、一度受けて終わりではなく、継続的に問題を意識する機会を持てるよう取り組まれない。			
■ 推進協議会評価			B
・専門委員会の評価のとおりとする。			
■ 推進委員会評価			B
・推進協議会の評価のとおりとする。 【職員課】各種研修において、より多くの職員が参加できるよう対象者の拡充、開催方法の工夫等に努められたい。			

○施策（５）性犯罪被害者の支援

事業No56		性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	
事業内容	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。		
人権平和課	目標	<ul style="list-style-type: none"> 被害者の個々の事情に配慮した情報提供や支援を行う。 性犯罪を含めた犯罪被害者等支援窓口の周知を行う。 	
	数値目標	<ul style="list-style-type: none"> 犯罪被害者等相談窓口の周知 1回 	
	数値実績	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺マルイへのリーフレット配架 100部 犯罪被害者等相談窓口の周知 2回（市報・HP各1回） 	
	実績	<ul style="list-style-type: none"> 国分寺マルイへ犯罪被害者等支援窓口リーフレットの追加配架を行った。マルイに配架することで、多くの方の目に触れることとなり、周知を行うことができた。 「性暴力支援センター・東京」の登録施設である産婦人科との協力体制を整えることができた。 犯罪被害者等支援講座は開催目前にして、新型コロナウイルスの影響により中止となった。 	
■専門委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪を含む犯罪を扱った書籍を求めて図書館に来館した方に周知できるよう、図書館への犯罪者等支援窓口リーフレット配架を検討されたい。 			
■推進協議会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> 専門委員会の評価のとおりとする。 相談窓口の周知に留まらず、広報啓発活動の多角的な展開を図る必要がある。 			
■推進委員会評価			B
<ul style="list-style-type: none"> 推進協議会の評価のとおりとする。 【各課共通】インターネット等を活用するなど、リーフレット配架以外の情報発信方法を検討されたい。			

V 成果目標の達成状況

成果目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。
(実績は令和2年4月1日時点、市民意識調査は令和2年8～9月実施)

	項目	計画策定時	成果目標(中間)	中間実績		成果目標(最終)
課題1	「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度	57.4% (平成27年度)	70% (令和2年度)	64.6% (令和2年度)		80% (令和6年度)
	庁内の男性職員の育児休業取得率	8% (平成27年度)	15% (平成29年度末)	20%★達成 (平成29年度末)	20%★達成 (令和元年度末)	20% (令和6年度)
	庁内の超過勤務の縮減	一人あたり 月8.3時間 (平成27年度)	一人あたり 月6.4時間 (平成29年度末)	一人あたり 月7.7時間 (平成29年度末)	一人あたり 月8.3時間 (令和元年度末)	特定事業主 行動計画の 目標値
	週労働時間60時間以上の 雇用の割合	9.9% (平成27年度)	5% (令和2年度)	4.3%★達成 (令和2年度)		5%以下 (令和6年度)
課題2	審議会等委員に占める 女性の割合	32% (平成27年度)	40%以上 (令和2年度)	36.4% (令和2年度)		40%以上 (令和2年度)
	【庁内の女性職員の登用】 管理職(課長以上)に占める 女性の割合	10.1% (平成27年度)	15%以上 (平成29年度)	13.0% (平成29年度)	18.1%★達成 (令和2年度)	20% (令和6年度)
	【庁内の女性職員の登用】 係長職に占める女性の割合	28.2% (平成27年度)	30%以上 (平成29年度)	30.7%★達成 (平成29年度)	25.0% (令和2年度)	35% (令和6年度)
	防災会議の委員に占める 女性の割合	9.1% (平成27年度)	30% (令和2年度)	6.1% (令和2年度)		30%以上 (令和6年度)
	保育所待機児童数	88人 (平成27年度)	解消 (令和2年度)	94人 (令和2年度)		解消 (令和6年度)
課題3	「ジェンダー」という言葉の 認知度	59.3% (平成27年度)	70% (令和2年度)	81.2%★達成 (令和2年度)		80% (令和6年度)
課題5	「男女平等推進センター」の 認知度	22.8% (平成27年度)	40% (令和2年度)	21.3% (令和2年度)		60% (令和6年度)
課題6	夫婦間における 「平手で打つ」 「足でける」を暴力として 「どんなことがあっても 許されない」と認識する人の 割合	「平手で打つ」 男性73.5% 女性79.8% 「足でける」 男性93.6% 女性91.9% (平成27年度)	100% (令和2年度)	「平手で打つ」 男性84.6%, 女性84.7% 「足でける」 男性95.7%, 女性95.0% (令和2年度)		100% (令和6年度)
課題	「男女共同参画社会」という 言葉の認知度	65.2% (平成27年度)	100% (令和2年度)	60.4% (令和2年度)		100% (令和6年度)

VI 参考指標

第2次行動計画の成果目標に関連する数値を参考指標として掲載しています。

〈審議会等に占める女性の割合〉

令和2年4月1日時点で委員数が把握できているもの、政策経営課資料より作成

名称	委員数	うち男性		うち女性	
		人数	割合	人数	割合
行政委員会	29	22	75.9%	7	24.1%
条例設置の委員会等	497	348	70.0%	149	30.0%
要綱設置の委員会等	673	393	58.4%	280	41.6%
計	1,199	763	63.6%	436	36.4%

①行政委員会等(地方自治法第180条の5)

令和2年4月1日現在

名称	庶務担当課	根拠法令	委員数	うち男性		うち女性	
				人数	割合	人数	割合
教育委員会	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	2	40.0%	3	60.0%
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	75.0%	1	25.0%
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例	15	13	86.7%	2	13.3%
固定資産評価審査委員会	情報管理課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	100.0%	0	0.0%
監査委員	監査委員事務局	地方自治法第195条	2	1	50.0%	1	50.0%
計			29	22	75.9%	7	24.1%

②付属機関等法律・条例により設置されている委員会等（地方自治法第202条の3）

令和2年4月1日現在

所管課	法律又は条例設置の附属機関名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
情報管理課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	11	91.7%	1	8.3%
政策法務課	国分寺市オンブズパーソン	2	2	100.0%	0	0.0%
	国分寺市政治倫理審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
	国分寺市行政不服審査会	5	3	60.0%	2	40.0%
財政課	国分寺市補助金等審査会	5	2	40.0%	3	60.0%
秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	4	80.0%	1	20.0%
契約管財課	国分寺市公共調達委員会	5	5	100.0%	0	0.0%
職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	3	3	100.0%	0	0.0%
	国分寺市職員倫理審査会	3	1	33.3%	2	66.7%
	国分寺市特別職報酬等審議会	9	8	88.9%	1	11.1%
	国分寺市職員懲戒審査会	3	2	66.7%	1	33.3%
防災安全課	国分寺市防災会議	33	31	93.9%	2	6.1%
	国分寺市国民保護協議会	32	30	93.8%	2	6.3%
経済課	国分寺市小口事業資金融資審査会	5	5	100.0%	0	0.0%
	国分寺市認定農業者審査会	4	4	100.0%	0	0.0%
	国分寺市消費生活審議会	6	2	33.3%	4	66.7%
	国分寺市被害救済委員会	6	4	66.7%	2	33.3%
人権平和課	国分寺市男女平等推進委員会	9	3	33.3%	6	66.7%
地域共生推進課	国分寺市民生委員推せん会	9	8	88.9%	1	11.1%
保険年金課	国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	13	81.3%	3	18.8%
健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
障害福祉課	国分寺市障害者施策推進協議会	9	6	66.7%	3	33.3%
	国分寺市障害支援区分認定審査会	10	7	70.0%	3	30.0%
高齢福祉課	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	8	61.5%	5	38.5%
	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	3	60.0%	2	40.0%
	国分寺市介護保険運営協議会	15	11	73.3%	4	26.7%
	国分寺市介護認定審査会	54	30	55.6%	24	44.4%
子ども若者計画課	子ども・子育て会議	11	5	45.5%	6	54.5%
	国分寺市青少年問題協議会	12	5	41.7%	7	58.3%
子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	11	2	18.2%	9	81.8%
まちづくり計画課	国分寺市環境審議会	12	10	83.3%	2	16.7%
	国分寺市都市計画審議会	15	10	66.7%	5	33.3%
	国分寺市まちづくり市民会議	12	8	66.7%	4	33.3%
建築指導課	国分寺市建築審査会	5	4	80.0%	1	20.0%
建設事業課	国分寺市財産価格審議会	7	6	85.7%	1	14.3%
交通対策課	国分寺市交通安全対策協議会	15	15	100.0%	0	0.0%
緑と建築課	国分寺市湧水等保全審議会	5	5	100.0%	0	0.0%
	国分寺市緑化推進協議会	14	11	78.6%	3	21.4%
ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	16	8	50.0%	8	50.0%
学校指導課	いじめ防止対策審議会	5	4	80.0%	1	20.0%
社会教育課	国分寺市青少年委員	13	5	38.5%	8	61.5%
	国分寺市社会教育委員	11	5	45.5%	6	54.5%
ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	8	7	87.5%	1	12.5%
	国分寺市武蔵国分寺跡保存整備委員会	10	10	100.0%	0	0.0%
公民館課	国分寺市公民館運営審議会	12	6	50.0%	6	50.0%
図書館課	国分寺市図書館運営協議会	10	6	60.0%	4	40.0%
	計	497	348	70.0%	149	30.0%

③設置要綱などにより設置されている①②以外の会議等

令和2年4月1日現在

所管課	要綱設置の委員会名	委員数	うち男性		うち女性	
			人数	割合	人数	割合
政策経営課	国分寺市まち・ひと・しごと創生推進会議	10	7	70.0%	3	30.0%
契約管財課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会	3	3	100.0%	0	0.0%
	国分寺市指定管理者評価委員会	3	3	100.0%	0	0.0%
経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム	6	5	83.3%	1	16.7%
	国分寺市農業委員会委員候補者検討委員会	7	6	85.7%	1	14.3%
	国分寺市就労支援地域連絡会	8	6	75.0%	2	25.0%
	国分寺市地域産業活性化プラン推進委員会	13	13	100.0%	0	0.0%
文化振興課	国分寺市芸術文化振興事業審査会	4	2	50.0%	2	50.0%
	国分寺市立いずみホール運営委員会	7	4	57.1%	3	42.9%
	国分寺市文化振興市民会議	11	4	36.4%	7	63.6%
協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会	9	7	77.8%	2	22.2%
スポーツ振興課	国分寺市スポーツ推進委員	16	7	43.8%	9	56.3%
地域共生推進課	国分寺市地域福祉推進協議会	59	26	44.1%	33	55.9%
健康推進課	国分寺市子どもの歯を守る連絡会	10	5	50.0%	5	50.0%
	国分寺市健康増進計画評価等委員会	8	3	37.5%	5	62.5%
障害福祉課	国分寺市障害者地域自立支援協議会	22	13	59.1%	9	40.9%
	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	16	94.1%	1	5.9%
	国分寺市障害者虐待防止ネットワーク実務者会議	22	11	50.0%	11	50.0%
高齢福祉課	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク代表者会議	17	16	94.1%	1	5.9%
	国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議	20	9	45.0%	11	55.0%
	国分寺市地域ケア会議	26	11	42.3%	15	57.7%
	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画評価等検討委員会	8	4	50.0%	4	50.0%
	国分寺市生きがい推進事業協議会	12	7	58.3%	5	41.7%
	国分寺市生活支援・介護予防サービス整備推進会議	14	7	50.0%	7	50.0%
	国分寺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定検討委員会	8	6	75.0%	2	25.0%
	国分寺市介護老人保健施設及び高齢者在宅サービスセンター運営方針策定等検討委員会	8	6	75.0%	2	25.0%
子ども若者計画課	国分寺市子育て・育ちいきいき計画推進協議会	11	5	45.5%	6	54.5%
	国分寺市若者支援地域ネットワーク会議実務者会議	22	12	54.5%	10	45.5%
子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議委員	20	17	85.0%	3	15.0%
	国分寺市要保護児童対策地域協議会 実務者会議委員	19	12	63.2%	7	36.8%
まちづくり計画課	国分寺市環境推進管理委員会	11	8	72.7%	3	27.3%
	国分寺市まちづくり推進会議	6	5	83.3%	1	16.7%
交通対策課	国分寺市地域公共交通会議	12	12	100.0%	0	0.0%
環境対策課	国分寺市清掃センター周辺地元協議会	12	10	83.3%	2	16.7%
ごみ減量推進課	国分寺市廃棄物減量等推進委員会	44	22	50.0%	22	50.0%
学校指導課	国分寺市立第一小学校学校運営協議会	4	2	50.0%	2	50.0%
	国分寺市立第二小学校学校運営協議会	7	4	57.1%	3	42.9%
	国分寺市立第三小学校学校運営協議会	4	2	50.0%	2	50.0%
	国分寺市立第四小学校学校運営協議会	6	4	66.7%	2	33.3%
	国分寺市立第五小学校コミュニティ・スクール協議会	10	7	70.0%	3	30.0%
	国分寺市立第六小学校学校運営協議会	4	2	50.0%	2	50.0%
	国分寺市立第七小学校コミュニティ・スクール協議会	13	4	30.8%	9	69.2%
	国分寺市立第八小学校コミュニティ・スクール協議会	12	5	41.7%	7	58.3%
	国分寺市立第九小学校コミュニティ・スクール協議会	14	5	35.7%	9	64.3%
	国分寺市立第十小学校学校運営協議会	6	3	50.0%	3	50.0%
	国分寺市立第一中学校学校運営協議会	6	5	83.3%	1	16.7%
	国分寺市立第二中学校学校運営協議会	2	2	100.0%	0	0.0%
	国分寺市立第三中学校学校運営協議会	5	4	80.0%	1	20.0%
	国分寺市立第四中学校学校運営協議会	6	4	66.7%	2	33.3%
	国分寺市立第五中学校学校運営協議会	5	3	60.0%	2	40.0%
	個別支援委員会	14	7	50.0%	7	50.0%
	公民館課	国分寺市立本多公民館運営サポート会議	10	4	40.0%	6
国分寺市立恋ヶ窪公民館運営サポート会議		10	3	30.0%	7	70.0%
国分寺市立光公民館運営サポート会議		10	3	30.0%	7	70.0%
国分寺市立もとまち公民館運営サポート会議		10	5	50.0%	5	50.0%
国分寺市立並木公民館運営サポート会議		10	5	50.0%	5	50.0%
	計	673	393	58.4%	280	41.6%

〈庁内の女性職員の登用〉 事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市町村名	管理職 総数(A)	うち 女性	割合	係長級 総数(B)	うち 女性	割合	職員総数 (AB除く)(C)	うち 女性	割合	総数 (A+B+C)	うち 女性	割合
八王子市	132	19	14.4%	436	69	15.8%	1,252	525	41.9%	1,820	613	33.7%
立川市	67	15	22.4%	162	33	20.4%	463	172	37.1%	692	220	31.8%
武蔵野市	76	9	11.8%	163	60	36.8%	406	235	57.9%	645	304	47.1%
三鷹市	95	17	17.9%	124	32	25.8%	371	186	50.1%	590	235	39.8%
青梅市	62	5	8.1%	145	18	12.4%	393	157	39.9%	600	180	30.0%
府中市	110	11	10.0%	145	19	13.1%	577	326	56.5%	832	356	42.8%
昭島市	65	15	23.1%	111	44	39.6%	287	119	41.5%	463	178	38.4%
調布市	135	19	14.1%	172	53	30.8%	575	301	52.3%	882	373	42.3%
町田市	158	17	10.8%	396	103	26.0%	956	470	49.2%	1,510	590	39.1%
小金井市	60	11	18.3%	95	12	12.6%	263	118	44.9%	418	141	33.7%
小平市	113	13	11.5%	120	42	35.0%	369	138	37.4%	602	193	32.1%
日野市	112	20	17.9%	122	44	36.1%	459	207	45.1%	693	271	39.1%
東村山市	86	8	9.3%	174	40	23.0%	333	156	46.8%	593	204	34.4%
国分寺市	62	9	14.5%	121	24	19.8%	276	140	50.7%	459	173	37.7%
国立市	45	4	8.9%	83	13	15.7%	191	76	39.8%	319	93	29.2%
福生市	53	6	11.3%	94	33	35.1%	218	96	44.0%	365	135	37.0%
狛江市	52	6	11.5%	43	10	23.3%	192	99	51.6%	287	115	40.1%
東大和市	53	3	5.7%	95	18	18.9%	238	107	45.0%	386	128	33.2%
清瀬市	50	4	8.0%	79	20	25.3%	234	121	51.7%	363	145	39.9%
東久留米市	38	4	10.5%	86	15	17.4%	265	122	46.0%	389	141	36.2%
武蔵村山市	52	5	9.6%	79	11	13.9%	200	88	44.0%	331	104	31.4%
多摩市	70	11	15.7%	151	41	27.2%	462	240	51.9%	683	292	42.8%
稲城市	50	17	34.0%	84	13	15.5%	208	78	37.5%	342	108	31.6%
羽村市	46	4	8.7%	84	21	25.0%	173	90	52.0%	303	115	38.0%
あきる野市	48	6	12.5%	98	25	25.5%	232	82	35.3%	378	113	29.9%
西東京市	66	8	12.1%	156	54	34.6%	420	212	50.5%	642	274	42.7%
東京都	1,854	369	19.9%	5,155	1,952	37.9%	13,192	6,783	51.4%	20,201	9,104	45.1%

※東京都については平成31年4月1日現在

※東京都生活文化局都民生活部男女平等参画課作成「区市町村の男女平等参画推進状況(令和2年度)」より作成

〈防災委員に占める女性の割合〉 防災会議における委員(会長を含む)の男女構成比（26市比較）

市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合	市町村名	防災会議 委員総数(人)	うち女性 委員数(人)	女性割合
八王子市	48	9	18.8%	国分寺市	33	2	6.1%
立川市	41	4	9.8%	国立市	25	2	8.0%
武蔵野市	28	3	10.7%	福生市	30	4	13.3%
三鷹市	35	8	22.9%	狛江市	29	5	17.2%
青梅市	33	3	9.1%	東大和市	25	6	24.0%
府中市	28	5	17.9%	清瀬市	25	5	20.0%
昭島市	40	5	12.5%	東久留米市	22	2	9.1%
調布市	33	2	6.1%	武蔵村山市	30	2	6.7%
町田市	35	3	8.6%	多摩市	25	2	8.0%
小金井市	29	6	20.7%	稲城市	18	1	5.6%
小平市	33	5	15.2%	羽村市	28	3	10.7%
日野市	26	5	19.2%	あきる野市	36	5	13.9%
東村山市	32	3	9.4%	西東京市	34	2	5.9%

※地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(令和2年度)(市区町村編)より作成

〈保育所待機児童数〉 保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市町村名	令和2年4月1日				平成31年4月1日				増減			
	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数	就学前 児童人口	保育 サービス 利用児童数	就学前 児童人口 比率	待機 児童数
八王子市	22,118	11,407	51.6%	25	22,839	11,396	49.9%	26	△ 721	11	1.7%	△ 1
立川市	8,543	4,187	49.0%	47	8,717	4,106	47.1%	57	△ 174	81	1.9%	△ 10
武蔵野市	7,165	3,302	46.1%	0	7,281	3,182	43.7%	47	△ 116	120	2.4%	△ 47
三鷹市	9,204	4,347	47.2%	92	9,467	4,113	43.4%	114	△ 263	234	3.8%	△ 22
青梅市	4,725	3,046	64.5%	4	4,925	3,055	62.0%	4	△ 200	△ 9	2.5%	0
府中市	12,784	6,071	47.5%	86	13,332	5,892	44.2%	146	△ 548	179	3.3%	△ 60
昭島市	5,345	2,880	53.9%	27	5,422	2,899	53.5%	12	△ 77	△ 19	0.4%	15
調布市	12,122	6,159	50.8%	149	12,262	5,935	48.4%	182	△ 140	224	2.4%	△ 33
町田市	18,073	8,476	46.9%	130	18,458	8,188	44.4%	127	△ 385	288	2.5%	3
小金井市	6,286	3,044	48.4%	97	6,261	2,881	46.0%	111	25	163	2.4%	△ 14
小平市	9,998	4,343	43.4%	159	10,167	4,194	41.3%	96	△ 169	149	2.1%	63
日野市	8,908	4,474	50.2%	38	9,053	4,337	47.9%	46	△ 145	137	2.3%	△ 8
東村山市	6,415	3,020	47.1%	58	6,436	2,917	45.3%	91	△ 21	103	1.8%	△ 33
国分寺市	6,176	3,086	50.0%	94	6,124	2,932	47.9%	125	52	154	2.1%	△ 31
国立市	3,325	1,711	51.5%	27	3,411	1,600	46.9%	46	△ 86	111	4.6%	△ 19
福生市	2,140	1,373	64.2%	0	2,231	1,402	62.8%	0	△ 91	△ 29	1.4%	0
狛江市	4,236	2,086	49.2%	49	4,165	2,030	48.7%	68	71	56	0.5%	△ 19
東大和市	4,027	2,150	53.4%	19	4,190	2,174	51.9%	48	△ 163	△ 24	1.5%	△ 29
清瀬市	3,148	1,441	45.8%	19	3,318	1,484	44.7%	28	△ 170	△ 43	1.1%	△ 9
東久留米市	5,324	2,501	47.0%	24	5,429	2,452	45.2%	28	△ 105	49	1.8%	△ 4
武蔵村山市	3,322	1,910	57.5%	37	3,429	1,931	56.3%	28	△ 107	△ 21	1.2%	9
多摩市	6,179	3,038	49.2%	50	6,396	3,109	48.6%	77	△ 217	△ 71	0.6%	△ 27
稲城市	5,023	2,416	48.1%	8	5,089	2,310	45.4%	14	△ 66	106	2.7%	△ 6
羽村市	2,289	1,407	61.5%	4	2,385	1,403	58.8%	6	△ 96	4	2.7%	△ 2
あきる野市	3,400	1,967	57.9%	4	3,502	1,946	55.6%	9	△ 102	21	2.3%	△ 5
西東京市	9,533	4,364	45.8%	97	9,516	4,250	44.7%	108	17	114	1.1%	△ 11

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「令和2年度都内の保育サービスの状況について」より作成

Ⅶ 参考資料

資料No.1 令和2年度会議の開催状況（進捗状況評価に関するもの）

（1）国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和2年8月21日	・令和元年度進捗状況の評価
第2回	令和2年8月28日	・令和元年度進捗状況の評価
第3回	令和2年9月18日	・令和元年度進捗状況の評価，答申案審議
—	令和2年10月22日	・答申

○令和2年度 国分寺市男女平等推進委員会委員（任期：令和2年4月1日から令和4年3月31日）

氏名	所属等	選出区分
富永 順子	国分寺カウンセリング勉強会	1号委員（男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
横田 砂恵子	こくぶんじ性と生をまなぶかい	
若島 礼子	国際ソロプチミスト国分寺	
河邊 さち子	一般市民公募	2号委員（公募市民）
筒井 隆志	一般市民公募	
細川 紀人	一般市民公募	
◎甲斐田 きよみ	文京学院大学准教授	3号委員 （識見を有する者）
重松 靖	元国分寺市立第二中学校校長	
○橋本 恭子	津田塾大学非常勤講師	

◎…委員長 ○…副委員長

（2）国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	令和2年8月	・施策別推進状況評価

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から，書面開催とした。

○令和2年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長	◎橋本 正之
市民生活部長	○小川 恵一郎
政策部長	藤原 大
総務部長	志村 国光
健康部長	鈴木 佳代
福祉部長	横川 潔
子ども家庭部長	可児 泰則
教育部長	一ノ瀬 理

◎…会長 ○…副会長

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	令和2年8月	・施策別推進状況評価

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催とした。

○令和2年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

(任期：令和2年5月1日から令和4年3月31日)

所属	氏名
政策部政策法務担当課長	◎柳井 幸
政策部財政課主任	佐藤 大河
総務部秘書課秘書担当係長	平原 直樹
市民生活部経済課 消費生活・就労支援担当係長	柳澤 優次
市民生活部スポーツ振興課 オリンピック・パラリンピック担当係長	○秋山 大輔
健康部地域共生推進課主任	増井 志保里
福祉部生活福祉課主任	石井 孝昌
福祉部高齢福祉課主任	藤井 由梨江 (令和2年9月30日まで)
	杉本 靖子 (令和2年10月1日より)
子ども家庭部子ども若者計画課	木村 美夏子
子ども家庭部子育て事業課	小倉 亜希
教育部教育総務課主任	松尾 聖子
教育部学務課主任	池田 幸恵
教育部社会教育課	清水 勇樹
教育部ふるさと文化財課主任	田中 優希

◎…委員長 ○…副委員長

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条）
- 第3章 基本的施策（第9条・第10条）
- 第4章 具体的施策（第11条—第17条）
- 第5章 男女平等推進センター（第18条—第22条）
- 第6章 苦情等への対応（第23条・第24条）
- 第7章 男女平等推進委員会（第25条・第26条）
- 第8章 雑則（第27条）

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和63年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の理念に基づき、国分寺市（以下「市」という。）における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。

（定義）

2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。
- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者（過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。）による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。

5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第3項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

(平成29年条例第15号・一部改正)

第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター

(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター（以下「男女平等推進センター」という。）を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供
- (3) 相談に関する事業
- (4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業
(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。

3 委員会は、次に掲げる委員10人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4人以内
- (2) 公募により選出された市民 3人以内
- (3) 識見を有する者 3人以内

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第26条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

6 委員会の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

（平成25年条例第42号・平成29年条例第30号・一部改正）

第8章 雑則

（委任）

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第9条第1項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止）

3 国分寺市男女平等推進委員会条例（平成3年条例第8号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際、現に旧条例第3条第2項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第25条第3項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

（国分寺市立女性センター条例の一部改正）

5 国分寺市立女性センター条例（平成6年条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年条例第30号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成10年8月24日

訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策（以下「男女平等推進施策」という。）を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

（平成19年訓令第25号・一部改正）

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 健康部長
- (6) 福祉部長
- (7) 子ども家庭部長
- (8) 教育部長

（平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号・平成26年訓令第16号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正）

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

（平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正）

（専門委員会の組織）

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 健康部 1人
- (5) 福祉部 2人以内
- (6) 子ども家庭部 2人以内
- (7) 教育部 4人以内

（平成19年訓令第27号・全改，平成21年訓令第24号・平成27年訓令第15号・平成30年訓令第11号・一部改正）

（専門委員会の委員長及び副委員長）

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（専門委員会の会議）

第9条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

（平成16年訓令第24号・一部改正）

（任期）

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成19年訓令第25号・追加）

（意見の聴取等）

第11条 推進協議会及び専門委員会（以下「推進協議会等」という。）は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員（以下「委員等」という。）以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

（平成16年訓令第24号・追加，平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正）

（庶務）

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部人権平和課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条繰上, 平成26年訓令第16号・平成30年訓令第11号・一部改正)

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は, 別に定める。

(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は, 平成10年9月1日から施行する。

[以下略]



第2次国分寺市男女平等推進行動計画

第2次国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画

国分寺市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画

令和元年度進捗状況評価報告書

令和2年12月発行

国分寺市 市民生活部 人権平和課

国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階

電話：042-573-4378

FAX：042-573-4388